

60-223

# 實地看護法

醫學士神野兼亮  
看護婦大關和著

發行所

東京看護婦會



一六四九  
寄贈本

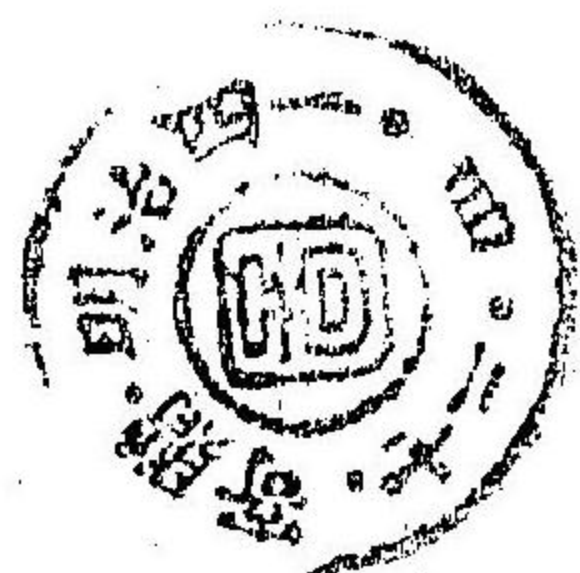
60-223

醫學士神野兼亮  
看病婦大関和著

# 實地看護法

發行所

東京看護婦會



一九二九年九月

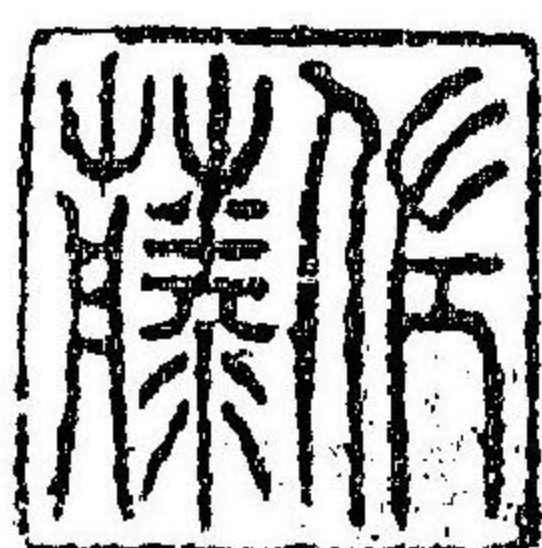
愛

博



醫學博士

佐藤三吉



長  
世

人  
規

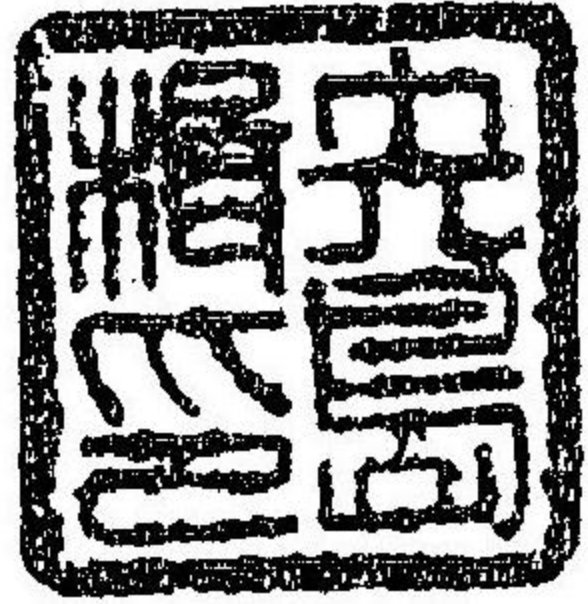
福

之

祈  
心

侯  
心  
心

梅  
子



## 序

凡そ人の一生を通して最も良心の醒覺を促す時は身病床に臥して既往を悔悟し前途を杞憂するの時でありませうされば病者の看護を司る者は肉體の苦痛を通れしむると同時に靈の救済をも務めねばなりません人は心によりて生き靈は肉によりて存命ふものでありますされば看護婦の職分たるや其責任は實に重大であります私は數年前より身軀の病苦を看護すると同時に精神の看護即ち心靈の醒覺に重きを置ひてをりますこれ即ち看護婦たる職分の唯に患者に對する扶助慰藉の職業に止まらずして傳導救済慈善の大事業と自認する所以であります私は此精神と自覺とを以て遍く天下に訴へんことを切望致しました併し身は多忙にして之をなすの暇あらざりしに本年不慮の疾ひにかゝりて九死の際に出入し僅に一生を得て病後を生國那須の温泉に養ひ少しく閑日月を得たれば爰に多年の

宿望を果し僅に筆を執るの幸を得ました若し同業諸姉の参考ともならば  
光榮の到りに思ひます

明治四十年十月

那須湯本にて記す

再生紀念として

大關 ちか子

# 目次

## 第一編 看護法

第一	看病婦の資格……………	一
第二	看病婦の心得並に特に慎む可き事……………	三
第三	看病婦の病家に聘せられし時の心得……………	一六
第四	病室位置并に準備……………	二四
第五	病室換氣法……………	二六
第六	病室の溫度……………	二九
第七	病室の清潔法……………	三〇
第八	臥床の位置并に附屬品……………	三五
第九	病床の造り方……………	三六

二

第十	患者の衣服	三八
第十一	就褥	三八
第十二	襯衣交換并に換褥法	四〇
第十三	患者温保法	四三
第十四	褥瘡の注意	四四
第十五	洗拭及浴法	四六
	(一)洗拭法 (二)浴法 (三)藥湯 (四)入浴時并に時間	
	(五)全身浴 (六)坐浴 (七)脚浴 (八)水浴法	
第十六	藥用法	五六
第十七	食物用法	六〇
第十八	体温測定法	六四
第十九	脉搏測定法	六五

第二十	呼吸測定法	六六
第二十一	洗面並に含嗽法	六六
第二十二	梳髮	六七
第二十三	温罨法	六八
	(一)乾温罨法 (二)濕温罨法 (三)酒精温罨法 (四)巴布	
	(五)芥子泥	
第二十四	冷罨法	七五
	(一)冷水罨法 (二)氷罨法 (三)冷濕布法	
第二十五	吸入法	七八
	(一)揮發吸入法 (二)蒸氣吸入法	
第二十六	皮下注射法	八一
第二十七	點眼法	八二



第廿八	洗滌法……………	八三
	(一)胃洗滌 (二)口内洗滌 (三)耳洗滌 (四)鼻洗滌	
	(五)尿道洗滌 (六)膀胱洗滌 (七)腔洗滌	
第廿九	灌腸法並に注腸法……………	九五
	(一)瀉下灌腸 (二)藥液灌腸 (三)滋養灌腸	
第三十	坐藥挿入法……………	九九
第卅一	消息子用法並種類……………	一〇一
第卅二	塗擦法並に塗敷法……………	一〇五
第卅三	按摩法……………	一〇九
第卅四	發泡膏貼付法……………	一一〇
第卅五	瀉血法並に水蛭法……………	一一一
第卅六	睡眠に對する注意及其介輔……………	一一四

第卅七	皮膚に對する注意並に發汗介輔……………	一一七
第卅八	呼吸並に咳嗽介輔……………	一一九
第卅九	消化器に就ての注意並に介輔……………	一二一
	(一)流涎 (二)嘔吐	
第四十	便通介輔並に便質……………	一二四
第四十一	放尿介輔並に尿の定量、性分、略試驗法……………	一二九

### 第一編 傳染病

第四十二	傳染病看護婦の心得……………	一三三
第四十三	傳染病看護法、並に消毒法、附消毒藥溶解法……………	一三七
第四十四	傳染病區別……………	一四六
第四十五	腸窒扶斯兆候並に看護法……………	一四八

第四十六	發疹室扶斯兆候並に看護法	一五九
第四十七	赤痢兆候並に看護法	一六二
第四十八	虎列刺兆候並に看護法	一七〇
第四十九	實扶的里亞兆候並に看護法	一七四
第五十	猩紅熱兆候並に看護法	一七八
第五十一	痘瘡兆候並に看護法	一八一
第五十二	百斯篤兆候並に看護法	一八五
第五十三	麻疹看護法	一八六
第五十四	再起熱看護法	一八八
第五十五	流行性感胃看護法	一九二
第五十六	百日咳看護法	一九三
第五十七	麻拉里亞看護法	一九五

第五十八	丹毒看護法	一九八
第五十九	創傷實扶的里亞  敗血病  膿毒症	二〇三
第六十	破傷風看護法	二〇四
第六十一	脱疽看護法	二〇五
第六十二	脚氣看護法	二〇七
第六十三	産褥熱看護法	二〇九
第六十四	義膜性肺炎看護法	二一一
第六十五	加答兒性肺炎看護法	二一三
第六十六	肺結核看護法並に咯血患者の所置	二一四
第六十七	疥癬看護法	二二〇
第六十八	微毒  淋疾  下疳  便毒の看護法	二二三
第六十九	眼炎看護法	二二八

第三編 普通內科病

第七十 腦膜炎看護法……………二三〇

第七十一 腦溢血看護法……………二三一

第七十二 心臟病看護法……………二三三

第七十三 急性肺炎看護法……………二三五

第七十四 氣管枝加筆兒看護法……………二四〇

第七十五 肋膜炎 〓 胸水并に腹水穿水手術看護法……………二四一

第七十六 胃病 〓 胃癒變 〓 胃潰瘍 〓 胃癌 〓 吐血看護法……………二四五

第七十七 腹膜炎看護法……………二四九

第七十八 盲腸炎看護法……………二五二

第七十九 腎臟炎看護法……………二五五

第八十 癩瘰癧斯看護法……………二五九

附 錄

一 日誌記載例其用語……………二六五

二 流動性食物調理法……………二七二

三 看護婦取締規則……………二七七

目 次 終

# 實地看護法

## 第一編 看護法

### 第一 看病婦の資格

- 一 看病は慈善の大事業でありますから、不幸なる同胞兄弟姉妹のために、献身其任に當るの覺悟を致さねばなりません。
- 一 看病婦は人命保護の大任を負ふものでありますから、輕卒ではいけません。溫和優美にして、忍耐強く、正直でなければなりません。
- 一 看病婦は慈愛と忍耐とを以て患者に接し、清潔と消毒の二法によりて、職を全ふする者でなければなりません。
- 一 看病婦たる者は性質溫和にして、常に身體を清潔になし、務めて患者の安

二  
全を計り、其順序を正し、患者のために絶へず注意して、自己の本分を盡すを以て、第一の義務といたします。

一看病婦の職務は病人を取扱ふ事であり、静雅なる動を最良と致します。故に平素温和なる性質を養ひ、習慣と致さねばなりません。

一看病婦は言行ともに静肅高尚にして、家事經濟に達し、世事に慣れたる者を適當と致します。

一看病婦にして、不品行不親切なる者ある時は、一人の看病婦の爲に多くの患者を苦しめ、社會に害毒を流すの恐れあれば、直に廢業致さねばなりません。

一看病の任を負ふ者は貴賤上下の區別なく、公平に親切慈愛を以て看病すべきであり、實に人命の重き事は地球の重きが如く貴重なるものでありますから、其人命を預り、靈肉共に看病する看病婦の責任のいかに重

きかを顧みて、其本分を全ふせねばなりません。

## 第二 看病婦心得 并に特に慎むべき事、

一看病婦は患者の精神を慰藉すると同時に、其肉體は清潔になし、能く衛生を保たしむる、様常、心を病人の上に注ぎ、何時も麗しき顔を以て患者に接し、いかなる場合もよく忍耐して決して不平の心をもたず、不快の念を起さしめざる様、注意致さねばなりません。

一看病婦は病人の爲に備へられたるものなれば決して餘事を考ふる事なく、單に患者の疾の癒ゆる様務むべきであります。病人の心は恰も小兒の如く、無理も云へば、六ヶ敷望みもあり、是れ皆病の爲めであり、ますから、よく忍耐して身體の續く、是に應じ看病致さねばなりません。

一看病婦の病人に接するに唯規則にのみよること能はず、病人の性質及び

病状を熟知して看病法を學ぶべきであります。

一看病婦の職務を採るに際し、他より彼是口を入れらるゝ時は大に困難を感ずるのであります。かゝる時もよく忍耐して決して争ひ逆ふ等の事なく、自己の本分を盡すべきであります。

一期限を定めて病人を預り、未だ其期の來らざるに事故ありて離るゝことがあり、是れは正しきことではありません。故に正直にして能く規則を守る人は斯様のことは致しません。

一又病人も永く附添ひ居らるゝ看病人に離るゝ際は、大に憂ひ悲む等により病に障ることがあります。かゝる事は看病を以て天職と任ずるものゝ忍ぶべきではありません。故に献身性職を全ふ致すべきであります。

一看病婦は患者に親しみ慣るゝを以て第一といたします。されば患者もこれを信用し、父母兄弟姉妹の愛の手によりて看護せらるゝと同様萬事心

置なく信任するものであります。

患者に與ふる心身の平和は快癒を促す第一の看病法であります。

一看病婦の勤めは醫師の命に従ひて忠實に職に従事するものであります。れば互に信用し同意して患者の益を計るものであります。

一看病婦は如何程熟練すると雖ども、醫師の範圍に口を入るゝ事はかたく禁じねばなりません。

假令患者が苦痛を訴ふる事あるも、醫師に報知し其命に非らざれば治療等決して手を下してはいけません。藥も同様であります。而し身に害なき急救の處置は致さねばなりません。

一若し過ちて醫師の命に違ひたる時は、自己の過失を包むことなく直に醫師に報知し、其手當を乞はねばなりません。若しこれを隠し大害を來す等のことある時は、天に對し人に對し如何に其罪を謝するも甲斐なき故慎

むべきであります。

一看病婦は醫師の命によりて職を務むるものでありますれば、是に對するに禮義を正し、假りにも批評がましき言葉などなす事なく、常に尊敬の意を表さねばなりません。

一假令我思ふこと理あるも、醫師に相談して其許可を得るに非らざれば行つてはいけません、忠實なる看護婦の正しきことを相談する時は、醫師は勿論誰にても適當なる答を與へます。

一看病婦の病人に附添ふ時は、眼に見、手に爲すことによく注意して、献身の二字を忘れてはいけません。

一食物用法、藥用時間、病室内の装置并に清潔法、空氣の交換、溫度の平均等によく注意し、患者の容体は明細に記載なし、醫師に報告する事。

一附添看護婦は病人の傍を離るゝことなく、親切に看病する事。

一病人の身躰は常に清潔になし、衣服夜具等は度々交換し、空氣に當るを良と致します。

一病室には新鮮なる大氣を容れ、生理的衛生に常に注意せねばなりません。

一各病人により望みを異にしますれば、看病法も一樣には出来ませんが、病の輕重により、或は病人の性質により、適當に看病致さねばなりません、此病には是は毒、又これをしては害になりますと、病人の精神に逆ふはよくありません、利害を比較して其一を採らねばなりません、素より平和をかく病人に對して精神を害する事は看病の法に叶ひません。

一看病婦は職務上、如何程困難を感じずるも、天與の病人を辭する事を許しません。

献身犠牲天職を全ふすべきであります、然れども精神病にして迫害を蒙る場合は止むを得ません。

一病人もし病の爲めに苦痛を起し騒擾する等のことがありましても、看病婦自己の力に任かせて制することはよくありません。

信愛を以て能く諭し、患者の心に逆らわざる様親切に看病致さねばなりません。

若し自分の力に及ばざる時は速に醫師に報知し、其命をまち適當の處置を致します。

假令如何なる舉動あるも、皆其病の爲めなれば逆はざる様深切に看病すべきであります。

一病人によりては薬餌を嫌忌し、其他種々の我儘を云ひ、醫師看病婦の言ふ事を用ひざる事ありますが、是を捨置く看病婦は自己の本分を盡さざる未熟なる者と申さねばなりません。服藥治療は申に及ばず空氣の交換、身軀の洗拭等患者に取りて極めて緊要の物でありますれば、是を諭し、これ

を勧めるには生理衛生の上に於ける必要を説かねばなりません。故に看病婦は生理衛生の學に就て、常に研究して置くべきであります。

一看病婦は病室に於て最も靜肅に言語を慎み、物事丁寧に患者に接し、何時も病人の上に眼を注ぎ、其思ふ處を悟り、病人の四肢に於けるが如く、看病する者を以て熟練したる同情ある看病婦と申します。是素より年功と熟練とによる物とは申しながら、注意するとせざるとに大に差あるものでありますれば、互に注意して天職に忤らざる様、良き看病婦の名譽を得ねばなりません。

一餘り患者の事を思ひ過す時は、反て害となることがありますれば慎まねばなりません。

患者と看病婦とは實の母子も及ばぬ關係を有するものでありますれば、善惡共に同情深く顔色に顯はるゝことがあります。慎しまねばなりません。



ん、若し患者に悟らるゝ事あれば大なる害となります。

一患者は病の爲に神経鋭敏となり凡ての事が感じ易く、或は喜び或は泣きます。斯時は静にこれを慰むるは當然の事でありますが、餘りくどく慰むるには及びません、常に精神の平和を得らるゝ様務むべきであります。

一患者の事に付き決し難き事ある時は竊に醫師に相談し、其指揮を受る事。  
一重病者に附添ふて身軀疲勞せし時は、其由を醫師に報じ、助手を依頼する事、如何に献身職に従事する者とは云へ限りある身軀故、大に疲勞する時は終りまで患病するに堪へません、却て患者の爲め不幸です。

一助手を頼みし時は、なすべき事を能く依頼し、後休息すること、假令熟達せし者にて我病人を依頼する時は、其患者に就ての看病法はよく教へねばなりません、是其患者に就て經驗なき爲であります。

一助手を得し時は能く其責任を分ち、各自の務めを怠らざる様致さねばなりません、假りにも責任を争ひ、服務混亂せざる様つとむべきであります。  
一看病婦の目的は、單に患者の平癒を祈るのでありますから、如何なる方法を取るも如何なる困難を忍ぶも其目的を達し得ば充分であります。  
一看病婦は怠らず我責任を守り、醫師の範圍に口を入れず、職務外に立ち入らざる様慎まねばなりません。

一清潔法は看病婦の怠たるべからざる務めですから、病室の掃除は勿論患者の襦衣等もよく注意し、度々洗濯して交換致さねばなりません。

一看病婦自身の軀も常に清潔にし、衣類は度々洗濯いたさねばなりません。故に出来る丈色のさめざる落付きたる柄の物を用ふるを法と致します。手術衣、前掛等は度々交換せねばなりません。

一看病婦の職に従事する間は、凡て飾を付けざるを法と致します、指輪襟卷

等凡て用ひざる様致します。

一髪は常に亂れざる様固く結ぶ事。

一三度の食後は必ず含嗽する事。

一爪を長く延ばさぬ様度々剪取する事。

一常に手を清潔になし、ハンカチーフ手拭等は、度々洗ひ不潔ならざる様に

注意する事。

一冬期にありては常に手を温め置いて、用に臨み、直に出来得る様になしをき

且つ臨臥には能く洗ひ、兩手に、グリヌリンを塗り、皮膚のあれざる様に致

し置く事。

一看病婦は毎日一度づゝ沐浴するを良と致します、亦毎朝身体を冷水又は

温湯にて拭ひ不潔ならざる様に致さねばなりません。

一手術衣の不潔なるを着て居りてはいけません。

一手術の際に着て居りし上衣を患者の食事の際着て居るはいけません。

一病人に薬並に食物を呈する時は、必ず自己の手に注意し、前に不潔の物に

手を觸れざりしや、否やを考へて、手を清潔にして呈するを良と致します。

一痰器便器等は申に不及、自己の身体に觸るゝ等の事ある時は必ず清洗致

さねばなりません。

一傳染病患者に附添する時は、特に注意して病毒に觸るゝ度に石炭酸水に

て消毒するを法と致します。

一器械は使用後直ぐに、清洗するを法と致します。

一重病患者に附添ふ時は言語を慎み言はずして悟る様注意致さねばなり

ません。

一病床に於て一切音の立ざる様注意致さねばなりません、然しながら耳語

又は趾先にて歩行するはいけません。

一看病婦の多辯は一の不品行と申ます程悪しき事でありますから、互に慎まねばなりません、而し無言でばかり居りますれば、病人が淋しく感ずるのみならず不愉快で堪りませんから、常に面白き話を研究して置くべきであります。

一病人の言語はよく聞き取り反問せざる様致さねばなりません。

一病人と語るに遠方又は背部に居てはいけません、近くにより靜に正しく語らねばなりません。

一病床にて無用の長談又は病人の話等する事はいけません。

一病状悪しき時は患者に向て話す事は勿論舉動によりて悟られざる様いたさねばなりません、若し患者の之を知る時は大に失望するものであります。

一假令死期迫るとも決して屈せず、憂情を呈せず情に制せらるゝ事なく天

與の責任を全ふすべきであります。

一人命は人力の及ぶ處でありませぬ、天の祐助を仰ぎ、献身職を全ふしても、尙ほ薄命にして靈の天に擧げらるゝ時は如何ともする事は出来ませぬ、主宰者の御手に任せ奉る外ありません。

看病婦の慎むべき要點

- 一我卒業せる學校、又は病院等、假令不完全なりとも批評してはいけません。
- 一醫師并に病家の事を悪しく言ふ事を固く禁じます。
- 一病家の秘密を口外する事を禁じます、病家の信用を害するのみか、我名譽を傷け、遂に職を失ふ様になります。
- 一天職に従事中、輕々敷暇を取るを許しません。
- 一悪しき友に交りてはいけません、自己の名譽を毀損いたします。

## 第三 看病婦の病家に聘せられし時の心得

病院外に派出せし時は第一器械の不足、温湯冷水共に不便を感ずるが、當然の事であり、故に能く忍耐して顔色に現さざる様慎まねばなりません。

一 病院と違て充分規律が立て、居りませんから務め悪さは勿論であり、すが、能く忍耐して其家法に従ひ指揮を受け、其範圍にありて看病の規律を守り、自己の本分を盡くさねばなりません。

一 病人は天の我れに與へ給ひし者なれば献身職に當らねばなりません。

一 病人の一身に就ては、凡て看病婦の責任として務めねばなりませんから、食器其他汚染せる衣類又は器械汚物等に至るまで、自分で始末致さねばなりません。

一 看病婦の雇れて参りし時、自己のため婢僕を使役する事は決してなりません、而しながら重患にして手の離れざる時は、是非なく誰にても適當の方に助手をして貰はねばなりません。

一 患家の者は、病人の爲め大に疲勞して居るものでありますから、能く慰め勵まして餘り心勞せざる様に致すが、看病婦の務めです。

一 看病婦の雇はれたため、病家にて心配し氣兼ねをする様の事なき様、充分注意致さねばなりません。

一 看病婦は醫師の命により看病の方法に依りて務むる者とは申すれど、家族の者に務むるも要用であります。

一 食事起臥の時間等其家々によりて違ひますから、其家法に従つて務むべきであり、水は方圓の器に従ひますとか、我々の職も亦丁度其如く貴賤上下難易重輕の病によるも適當の看護せねばなりません、彼の家に誰

が向く此病に彼れが適當と申様ではいけません。

一看病婦の病床に侍するは、軍人の戰場に向ひたると同様でありますから、いかに困難を感じずるも斃るゝまで務むるが當然であります。若し此忍耐が出来得ざる者は其職を探らぬ方が正しからんとおもひます。

一献身犠牲天職に従事する時は必ず天の祐助があります。

一重症患者に附添する時は病家の都合にありて休息の出来ぬ事があります。而しながら身軀疲勞を覺ゆる時は誰にても信用する人に頼みて、一寸の暇を見て眠らねばいけません。餘り疲勞しては看護上却て害になります。

看病婦は眠り過ぎる様習慣として置かねばなりません。眠らんとすれば眠り醒んとする時は必ず醒める様に慣さねばなりません。是は充分熟練したる者でなければ出来ませんから、時間を定め起して貴ふ様に致して

置く方が安心して眠られます。

一夜勤の看護婦には夜食を出す者ですが、夜分食をなすは衛生上宜敷ありません。

一假令夜食をするとも、病室にて食する事を禁じます。

一看病婦は一週間に二三度は門外に出て新鮮なる良氣を呼吸せねばいけません。又一週に二三度は充分安眠いたさねば衛生を害します。然ながら病家に斯くの如き注意なくとも不平を云ふ事は宜敷くありません。家族の者に其事をよく話し、信用ある人に頼みて休息する様に致さねばなりません。

一病人快方に趣きたる時は能く注意して大切にいたさねばなりません。

一病人快方に向ひ手を離さるゝ時は何にても患家の仕事を手傳ふは正しき事でありませぬ。然しながら病室に於てちらばる仕事をしてはいけません。

ん。

二〇

一 夜燈火を明るくする事はいけません病人の爲めに害になります。

一 夜は八時を期して世間を静になし燈を暗くして病人の安眠を促さねばなりません九時過聲を上げて語をする事を禁じます。

一 戸障子の開閉は出来る丈静に致さねばなりません健康時は僅の音も一朝病の爲に侵さるゝ時は強く感じます能く注意すべきであります、腦神經衰弱病等に至りては特に注意せねばなりません。

一 新聞紙の音、編物棒の音のごとき微力の音も大に感ずるものでありますれば注意致すべき事でありませす。

一 大病人は薬よりも眠りが大切ですから、静にして安眠せらるゝ様にとめねばなりません。

一 大病人は夜間に異變あるものですから其容鉢によく注意致さねばなりません。

一 洋燈を病人の近くに置くのはいけません蠟火を以て向ふべき事でありませす。

一 大病人は夜中特に曉頃冷寒を感じますれば湯婆或は「ストーブ」等によく注意致さねばなりません。

一 而して何にても滋養流動食を少しつゝ食せしむるを良と致します。

一 昔よりの習慣で多数の見舞人や看病人が病室の近くで徹夜するため種々の食物を出し器械の音食する音等の病室へ聞ゆる事がありますが、よく注意して静に致さねばなりません。

一 病室にて食したり煙草を吸ふたりする事を固く禁じます。

一 病人を看護するに當り不利益の事は遠慮なく注意するを良といたします。一 病家で用ひざれば夫れまで害と知りて言はざるは罪であります。

- 一病人を看護するに當りて何事も申付られてから躊躇する事はいけません。静に且つ速に音の立ざる様いたさねばなりません。
- 一病家に参りました時は先に病人に就て入用の器械の置場を聞き、用に臨みて狼狽せざる様になし、後病室に入ります。
- 一病室に入る時は西洋衣なれば帽子上着を脱ぎ、看護衣を附て直ちに働さ得る様仕度して病床に侍します。
- 一病室に入りては初めて面會する人でありまして、無用の禮義をするに及びません。
- 病人の廻りに注意し病人を慰藉し看病すれば充分といたします。
- 一看病婦は病人の信用を得るを旨としますれば常に病人の傍を離れず、忠實に勉むべきものであります。
- 一病人快復期にして親戚の方見舞に来る時は之れに接するは良といたしません。

ますれども、自分の朋友等尋ね來るも十五分以上暇を乞ふは正しき事でありませぬ。

- 一高尚なる看護婦は僅の時間も徒に費すことなく、正しき書を読み斯道の進歩を計り又精神を養ひます。
- 一又病人の好みによりて讀書新聞等を讀み聞せる事がありますが音の立てざる様いたさねばなりません。
- 一若し止むを得ざる用向ありて外出する時は病人を他人に依頼いたさねばなりません。其時は藥餌用法は勿論凡て患者に就てなすべき事をよく依頼し、又留守中有りし事は大小となく日誌に記載して呉れる様依頼いたします。
- 一患者は看護婦を力として居りますれば、外出の際は必ず歸刻を申置き時間を違はざる様致さねばなりません。

一 假令如何なる要用あるも病家を半途にして辭す事は正しき事でありませぬ。

#### 第四 病室位置并に準備

一 病室は成るべく南東或は南西に向ひ、閑靜明瞭なる所を良といたします。フローレンス、ナイチンゲール嬢曰く、看護に第一大切なるは新鮮なる空氣なり、次に要用なるは光線なり、光なくして病人を癒さんとせば、到底出來得ざるべし。

一 病室は空氣の流通よく、日當りの良き所を撰びます。冬日に於ては、煖爐又は火鉢を用ひて溫度の平均を保たせねばなりません。若し病人にして日當りよき處を好みませぬ時は、良く其理を諭し進めて良き室に移る様にいたします。

一 病室は日當りよき處を良といたしますが、病人の身體に光線の直射するはいけません。故に深く注意いたさねばなりません。

一 若し直射する時は、屏風又は日覆ひを以て避けねばなりません。

一 眼病腦病等にて醫師より暗く致す様命せられたる時は、いか程暗くとも其命に従はねばなりません。

一 病室には病人の入用の器物を入るるため、小さき戸棚或は抽し付のテーブルを備へ置くを良といたします。

一 病室は順序正しく規律を守り、藥用治療時を怠らぬ様致さねばなりません。

一 藥瓶其他床頭に置く物は他人の目に觸れざる様、白布を以て覆ひ置くを良といたします。

一 病室に無用の物品を入るる事を禁じます。



- 一病人を慰むる爲め花瓶并に植木鉢等を置くは良しふ御座ひますが、餘り度々交換するは良くありません、反て病人の眼を勞します。
- 一病室の火鉢并に煖爐には炭酸のたたざる様注意致さねばなりません。

### 第五 病室の換氣法

人身は健不健に係はらず、一定量の純粹なる大氣を得て生命を保つものでありますれば空氣交換は必要且つ大切であります。

- 一空氣交換の際は暑寒とも患者に害なき様よく寒暖計に注意し、若し溫度下降せし時に於て其儘置く等の事なき様致さねばなりません。

- 一空氣交換の時間は六分間を定度と致します、窓を開きて忘るゝ等の事なき様注意致さねばなりません。

- 一病室の空氣を常に善良にするため窓の上下を少々つゝ開き置くを良と

致します、かゝる時は空氣は自然交換するものであります。

- 一大氣を交換する事晴天の日に一日三度を定度と致します、然し醫師の命令あれば其命に従ひます。

- 一風雨等にて病室に空氣を入れかぬる時は、隣室の戸を開き空氣を交換し、大氣の暖氣を待ちて、間の戸を開き病室の空氣を交換するを法と致します。

- 一新鮮なる空氣は必要であります、餘り烈しき空氣を吸入する時は、咽喉加答兒或は氣管枝病等を發する恐がありますから、注意致さねばなりません。

- 一病室の入口の戸は開き置かざるをよしと致します、開き置けば種々の物音の聞ゆるのみならず、煮焼等の臭ひも入るものであります。

- 一病室に悪臭ある時は香又は香水等にて臭氣を止めても無益です、大氣を

交換せざれば其害を除く事は出来ません。

一大氣を交換するには三度の食前を良と致します、朝は掃除の際、病人を毛布又は上敷にて覆ひ病室の戸を充分に開き、六分間にして閉鎖し、寒暖計に注意し、温度元に復せし時其覆ひを取除くのであります。

一燈火は細くして炭酸のたゞざる様致さねばなりません、炭酸は人身を害します。

一病室の空氣の不潔となる原因は、患者及び附添人等の口中又は皮膚より排泄する炭酸及び老廢物等による者でありますれば、多數の人の入らざる様注意せねばなりません。

一生命は酸素によりて保たれて居るものでありますから、看病婦の不注意にて悪しき空氣を吸ひしむるは、毒を與ふるも同様であると申す。

一夜間も悉く窓を閉ぢる事は宜敷ありません、夜間の空氣は特に純良であ

ります、寒冷にさへ冒されざる限りは、窓を四五寸計あけて置くを良と致します。

一一日中最も冷ゆるは午前一時より七時迄でありますれば、此時病人の冷氣を感じざる様、被衾湯婆等に注意致さねばなりません。

一生理上、空氣交換は必要であります、呼吸器病等にて乾きたる空氣を厭ひ、蒸氣を立つる場合に於ては高窓を開き、一日二回或は三回温度の不均を來さぬ様に少しづつ開きて交換致します。

### 第六 病室の温度

一病室の温度は一定にして、急に交換せざる様致さねばなりません。

一病室の温度は晝間六十三度、夜間六十度位を良と致します、餘り暖が過ぎれば却て安眠を妨げます。

- 一 寒暖計は室の中央に懸け火氣ある所又は入口の寒き所に懸けざる様致さねばなりません。
- 一 夏日にありては冷涼に、冬日にありては溫暖に致さねばなりません。
- 一 空氣溫度滋養の三つは、病人に取りて大切のものでありますれば、注意致さねばなりません。
- 一 生命は人力の及ぶ所にあらずと申しますが、看病婦の赤誠を以て看病するとせざるとは、患者に取りて偉大の關係を有しますから、充分注意致さねばなりません。

### 第七 病室の清潔法

- 一 不潔は患者に大なる害を與ふるものでありますから病院及び病室は極めて清潔に致さねばなりません。

- 一 清潔法は看病婦の缺くべからざる務めなれば、病人の身軀は勿論自己の身軀も清潔に致さねばなりません。
- 一 病室は一日二回以上掃除なすを法といたしますが、病ひの輕重によりて規則通りにも参りません、併しいかなる重病者でも毎朝の掃除を怠りてはいけません。
- 一 病室は患者は勿論、來訪人の目にも愉快に感じる様に美麗にして置ねばなりません。
- 一 臥床の下は勿論、床傍に物を置事は禁じます。
- 一 病人の使用したる手拭ひ及びハンケチ布は直に清洗し乾かして床頭に備へます。
- 一 汚れたる者濕めりたるものを床傍に置く事を禁じます。
- 一 薬用コップ含嗽器等使用後直ちに清洗して置くを法と致します。

一 發汗のため濕めりたる寢衣、上敷、夜具等は直ちに交換するを法と致します。

一 濃汁の附着せし縑帶及び巴布を入れたる器は、用後直ちに室外に出すを法と致します。

一 凡て患者の排泄物を入れたる器は、室外に出し、清洗して床傍に備ひ、便器、尿器等は直ちに蓋をして室外に出し、檢便を要するものならば、排泄時間を記し、厠圍内又は廊下の隅に止め置く事、診査後は直に放捨し、清潔にして納めねばなりません。

一 病室内にて凡て濕めりたる物を乾さざる事。

一 煙草を吸ざる事。

一 多數の人の出入を禁ずる事。

一 病室内にて物を食せざる事。

一 病室に無用の物品を入れ置かざる事。

凡て之等を禁ずるは清潔法であります。

一 病人の身体を清潔にするため、毎朝洗面し四肢を洗拭する事。

一 毎日一回づゝ髪を梳する事。

一 口中はいか程重病病人にても、毎朝齒磨を用ひてよく含嗽し、食事薬用時は必ず前後二回づゝ含嗽するを法と致します、口内を不潔にする時は胃病、其他種々の疾を起す事があります。

一 若し重症にして自由の叶はざる病人ならば、薄木綿を指にからんで硼酸水、又は稀薄なるアルコール水に浸し拭ひ、又は口内洗滌を致します。

特に熱性病患者などは、つとめて口内を清潔に致さねば、耳下腺或は顎下腺炎等を起す恐れがあります。

一 特に外科病にありては、金盞膿盤等をよく磨き、又病室にある藥瓶等によ

く注意し栓を堅くし揮發せざる様又塵埃の容らざる様致さねばなりません。

一治療の際使用せし洗滌器洗腸器等は用後直ちに清洗し、護謨管に水の溜らざる様廊下又は椽の隅に掛置を良といたし升、特に外科病は服薬を以て癒るのに非して清潔並に消毒の二法に依るものでありますから看病婦たるものは、充分に注意し創傷をして腐敗せざる様殺菌の方法を守らねばなりません。

一微菌は健康なる人には存せざるも熱氣ある人又は肺病患者等には必ずあるものと做ねばなりません。而して悪臭ある人又口中の悪しき匂ひある人等、凡て悪臭ある所には存在するとの説ですから、殺菌の方法必用であります。

## 第八 臥床の位置并に附屬品

一臥床は成べく壁を離れ醫師看病婦の四方より患者に接近すること出来る様致さねばなりません。

若し病室のせまき時は頭部を壁に近づけ、三方より看病人の自由に働かざる様致さねばなりません。

臥床は暖爐に近づけ、又は入口にて風の吹入る様の處に配置せざる様室の中央幾分か奥の方へ据るをよしといたします。

一臥床準備の良否は患者にとりて大に關係するものであります、能く注意して安臥せしむるの方法をとらねばなりません、熟練したる看病婦の臥床を準備する時は、患者のため尠からぬ安位の恵みを與ふる物で有ます、看病婦の熱不熱は患者によりて大なる相違がありますが、假令未熟の者

でも注意不注意による處勢からざれば、熱心忠實に職を奉ずるものを以て患者に満足を與ふものであります。

### 第九 病床の造り方

- 一 病症によりて枕の高低かうていもありまますから、一樣には出来ませんが、主に高きを良といたします、ベッドの上に軟き蒲團やぶたんを敷き、二枚目の蒲團を二つに折り腰の邊より脊部へかけ次第に高くなる様に敷き、其上に軟き蒲團を敷き、枕の位置を見て適宜に直し、毛布或は上敷を以て覆ひます。
- 一 肺病患者の時は脊部を少々高くおし胸廓きょうかくの開く様に敷ます、而して普通の患者より少しく枕を下げます。
- 一 全身水腫等の疾やまひひにありては半臥はんぶ起座きざ前寄等種々の位置に造らねばなりません、素より醫師の命あるものであります、又病人の安位を計るためて有ますれば、病人の好みに従つて造らねばなりません。
- 一 枕は軟き物を良と致します、而して白布或は西洋手拭ひにて覆ます。
- 一 被衾ひびんは輕き軟き物を良と致します、毛布羽根蒲團などは最良でありますけれども、中等以下の家庭かていにありてはそう充分にもまいません、出来る丈患者の身軀みんくに軟く當る様にいたします。
- 一 而して敷布と同様上にも白布の覆ひを用ゆるを完全といたします。
- 一 病床は隔日かくじつ又は四日目位に交換かうかんするを良と致します、特に熱性病、又は肺結核等の重症にして自由叶はざる者は尙よく注意致さねばなりません。
- 一 重症にして身軀の位置を換ることの出来ざる患者には、腰蒲團又は肩蒲團を要しますから、看病婦は能く注意して適當なるものを造らねばなりません。

病院にはこれ等の備へ澤山ありますが、普通の病家にはありませんから

造らねばなりません。

護謨引の布を買ふて綿を入れて造ります、護謨布はすべりよく何處へても自由に差込れます。

### 第十 患者の衣服

一患者寝衣はフラネルを第一と致しますれど、直接につけると皮膚を刺戟しますから、地薄の木綿にて肌着を造り着せるを良と致します、極寒の時は其上に軟きすべりよき衣服を着せる様に致します、健康の時は何でも我まんいたしますが衰弱したる患者に硬き強き衣服を着せる事は情に於て忍びませんのみならず確に良しくありません。

### 第十一 就褥

一患者を床に就せますには、先に上敷の積疊を延し平になし其上に靜に寢せ、若し胸部腹部に冷奄法を施す者でありましたら、鏡状架を用ひて被衾を支へます。

而して其架より絲を垂れ氷嚢を釣れば患者は勿論看病人も衣服や被衾を濡めず虞れなく、充分冷法を施されます、四肢を治療せし患者にありては尙更ら此架が必用です、鏡状架は大中小と種類が多くありますれば手足には小さき物を用ひます。

一胸部又は腹部に氷嚢を置く時は、前以て脊部又は腰部へ軟き綿をガーゼ或は軟き木綿に包みて敷込て置かねばなりません、氷嚢を透して出る水分のため寝衣を湿すの恐れがあります、素より動かさるゝ病人ならば着換敷換も出来ませんが、動かし兼ねる病人ならば濡りたる時此小蒲團をも交換するを便利と致します。

一 出血、排膿、遺尿、遺尿等のため臥褥を汚す虞へある時は、護謨布、油紙等を下に敷き、其上に幾重にも木綿を折て敷き、汚れたる時は直に交換致す様に致します。又上敷を二つに折、上下別つゝに敷き、下幹部に敷きたる物は其都度交換する様に致します。

一 濕りたる物、汚れたるものを其まゝに捨置ますれば、常に不快を感じるのみならず、褥瘡を起す虞があります。

一 特に傳染病患者の褥衾の交換等を怠る時は、傳播する恐れがありますれば、看病婦の責任として注意致さねばなりません。

## 第十二 襯衣の交換并に換褥法

一 患者は常に清潔になし、身体の洗拭、襯衣の交換等を怠らぬ様に致さねばなりません。寒冷或は濕りある寢衣を着せぬ様、先に煖爐又火鉢にて温め置き、患者の身体を洗拭し、乾きたる西洋手拭ひにてよく拭ひ、外氣に觸さる様窓戸或は障子を立切て、靜に舊き衣を脱せ、交換いたします。然ながら重症にして動かし兼ねる場合には、臥褥供に交換するを良といたします。

一 先に夜具蒲團を温め置き、初めの如く新床を造り、其上に寢衣をひろげ、枕の位置を正し、直く患者を寢せらるゝ様に用意し、坐敷の都合により舊き臥床の右又は左に置き、力のある看護婦が其反對の側に立ち、先づ患者の寢衣を脱せ、衣服又は上敷様の物にて軀を覆ひ、膚の現れぬ様にして、一人は患者の腿下に片手をさし入れ、一方の手は肩の下にさし入れ、患者の兩手を自分の項に纏はしめ、他の一人は患者の頭部を保ち、また他の一人は足の方を保持して、一齊に抱き舉げ、舊床をとりのけ、靜に前に用意した新床を入れ換へて、其上に寢せませす。これが一番安全の仕方であります。

一 若し疊の上に直に敷いた床でありますならば、前の様に用意した新床を舊



床の側に密接して敷き、一人が患者を握けると同時に、手早く舊床を引のけて新床を入れかへます。

一 病床に上るは不作法ですが病人が許しますなら、新床の上に居つて患者を抱へて、一步つゝ退る時は容易に新床の中に寝せられます。

當重症にして蒲團まで交換する事の出来ざる場合には、上敷だけ交換いたします、其方法は先づ新しき上敷をひろげ、縦に一方より中央まで巻いて置き、仰向に寝て居ましたならば、靜に患者を横向にし、先づ上になつた方の腕から寢衣を脱せ、温め置いた新しき寢衣を手早く着せ、舊き寢衣を上敷と後側から體下に巻込み、前の中程まで巻いてある新しき上敷をば、かた方に蒲團の端から敷き卷たる敷布と舊き上敷の卷きたる處に密接せしめ、患者の身軀を稍々向き反らせ、手早く舊き寢衣と舊き上敷とを除き去つて、新しき上敷及新しき寢衣をひろげ、直に手を通します而して積疊の

出来ぬ様よく引のばし適當の細帯をメさせます、重症でありますといふ苦うにして居りますから、皮膚の排泄を妨げて病人のためよろしくありません、爲に病勢も益す様になるものであります。

### 第十三 患者温保法

一 衰弱した患者にありては湯婆、温石、懷爐等を用ひて温めて置ねばならぬ事があります、これらの物の取扱ひの不注意より或は看病人自身火傷したり、甚しきは患者に火傷させることもありますから注意せねばなりません、懷爐は普通袋また布に包みて用ひます、湯婆には熱湯を用へますが沸騰せし物を其まゝ入てはいけません、少し水を加へて壘の破烈を防ぐことが肝要です、注意せぬと飛んだ間違ひを引惹すことがあります、當熱湯を容れた湯婆を西洋手拭ひで包んだだけでは、また熱くあります

から患者の身体より少し離れた所へ置を良といたします、また湯婆の湯の冷るまで其まゝになし置く等の事なく四時間或は五時間位で半分湯をこぼし熱湯を加へます、神経痲痺または脳膜炎等の患者に用ゆる時は、特に注意致さねばなりません。

#### 第十四 褥瘡の注意

褥瘡は主に脳脊髄神経痲痺等の重症者に罹り易く、久しく褥中に平臥し動作自由ならざる患者特に衰弱したる者に發します、其原因は生力の衰へし處へ臥褥の壓迫等が誘引となり、看護婦たる者は左に揚ぐる方法と以て充分注意し豫防致さねばなりません、褥瘡は主に薦骨、尾骶骨、大轉子部に發する物でありますから或時は仰臥、又は側臥と時々轉換するを良といたします、然しながら腸室扶斯、又は脳膜炎等にて少しも動し兼

る病人でありますならば出來るだけ臥床を整頓し、褥布襯衣の積襲を延し、護謨製空氣枕を用ひて壓迫を防ぎ、又はアルコール若しくは澱粉等を散布し、皮膚の排泄を妨げざる様致します。

一 兩便失禁する患者にありては濕らざる様注意するのみならず、臀部を屢々清洗しアルコールを塗布し、又は樟腦水罨法をする事もあります。

一 神経痲痺の患者は痛みを感じざる故に、看護人の知らざる内に褥瘡が出來發熱して、初めて心つく物であります、然れば前以て注意すべきであります、少々にても皮膚に發色したる時は直に醫師に報じ、其手當を乞ねばなりません。

一 已に發しました時は撒里失爾軟膏又は硼酸軟膏等を貼附し、防腐を充分に致し、其上より硼酸或は石炭酸水等の濕布ガーゼをあて、疼痛を防がねばなりません。

一 已に變色し壞疽に陥りたる時は、治癒し難き物ですが、速は醫師に報じ出  
來得る丈けの救助を乞ねばなりません。

### 第十五 洗拭及ひ浴法

一 病人の身體を清潔にするは、看病婦の缺くべからざる務であります、故に  
大病人でありましても適當に洗拭致さねばなりません、皮膚は排泄器の  
一つでありますから、之れを怠る時は衛生を害します。

#### (1) 洗拭法

一 病人の身體を拭きますには、始め入用の器械を取揃へ病床の傍に敷様  
の物を敷き、盥に湯を取り、患者の被衾を其ままになし、襯衣の膚を脱せ、夜  
具衣類等の濡らざるために膚附きに上下共大なる西洋手拭を敷き、看病  
婦兩人にて一人は盥の側に座し、堪へらるゝ丈の熱き湯にて手拭を絞る、

石鹼を塗りて出す、施行者は是を受け、夜具の下より手を差し入れ、幾度も幾  
度もよく拭ひ、次に石鹼の附かざる西洋手拭ひにてよく拭ひ、全身皆拭ひ  
終りたる後、襯衣を交換し、上敷を換るを良と致します。

一 舊習慣の脱し得ざる家では、大病人に對して入浴は勿論、洗拭するも許し  
ませんが、よく其理を説き、汚の附ざる様致さねばなりません。

一 又我が國人は他人に膚を見せるを何とも思ひませんが、西洋人などは上  
なき耻と致します、故、看護婦は能く注意して膚を現さざる様、看病するを  
法といたします。

#### (2) 浴法

一 浴法を別ちて全身浴、局部浴と致します、又局部浴を座浴、手浴、脚浴等の數  
種に分ちます。

一 温湯を分ちて寒水、冷水、微温温湯、熱湯の五種と致します、寒水、冷水、微温湯

杯は、醫師の命令によりて施行するものでありますから、爰には温湯熱湯の二種に就て御咄し致します。

一 温湯は 攝氏三十一度より三十五度迄

一 熱湯は 攝氏三十六度より四十度迄

入浴時間は、熱湯五分間、温湯十五分間と申しますが、我國人は習慣により熱き湯に入りますから、普通の人は三十六度以上の湯に入ります、病症により熱き湯には入れられませんから、醫師の命を仰がねば成しません。

(3) 藥湯

一 醫師の命により種々の藥物を浴水中に加へます、これを藥湯と申す、鐵劑又は硫黄、石灰、食鹽、芥子、其他種々の藥を加へて施行致しますが、これ皆醫師の命に依るものでありますから、其指揮通りに施行致します。

(4) 入浴時並に入浴時間

一 入浴時は食を隔つる前後二時間と申しますが、前は一時間でもよろしからふと存じますが、食後は必ず二時間を隔つる事要用であります、食物消化を營ぬ内、内臓の血液を皮下に取らるゝ時は、不消化を來すは、勿論て有ます、又此理によりて熱き湯を禁じます。

一 入浴時間 全身浴は十分間(但し熱湯温湯の差があります) 坐浴は十五分以上 脚湯は三十分を法と致しますが病人の容体によりて差がありますれば、一樣には申されません、凡て衰弱せし患者は熱き湯、長き時間を禁じます。

一 入浴は血液循環をよくし、胃腸の消化を助け、皮膚の排泄をよくする等必要欠くべからざることでありますが、其法宜敷に叶ひませねば反つて害となりませす。

(5) 全身浴

一衰弱せし病人を入浴せしむるには

第一患者を感冒に罹らしめざる様浴室に注意する事。

第二興奮劑と冷水を仕度する事。

一自由叶はざる病人は病室に浴盤を設け入浴せしむる事。

陶器製（タカギ）の浴盤あらば木綿布を以て覆ひ、身体の直接當らざる様に  
なし、適宜に湯を汲み、水を加へ、驗浴計（ケンヨウケイ）を以て溫度を檢し、醫師の命に違（たが）ざ  
る様能く注意し、病人の衣を脱せ、靜に浴盤中に入れ、入浴中は絶ず其身体  
を支持し三四分にて、上躰及び心臟部を出し、石鹼或はぬかを以て要所を  
洗ひ、再び全部を浴せしめ、適宜の時間を見て浴中より出し、軟かさ上敷或  
は西洋手拭ひを以て覆ひ、大病人ならば暫時其まゝに寢せ置き、稀薄なる  
赤酒又は鹽里母等を與へ冷水にてよく含嗽し、又顔を拭ひ、心動の元に復  
せし時、靜に寢衣を着せる事。

又夫程悪しき病人ならざれば、身体を能拭ひ、寢衣を着せ、靜に就褥致させ  
ます。

一若し浴盤を病室に容るゝ事あたわざる場合に、病人を浴室に送には、先に  
衣服を脱せ、軟き上敷様の物に包み、其上より能く布をもつて覆ひ、椅子又  
は擔架にて連行き、稀薄なる葡萄酒を三十瓦位與へ、上の毛布をのけて、敷  
布のまゝ浴盤中に入れ、時を計りて抱きあげ、濡し上敷をのけ、乾きたる上  
敷に包み毛布を以て覆ひ、前同様椅子にのせ、病室に連れ戻り、靜かに就褥  
致させます、病症により一日幾回も入浴せしめるときは、其まゝ寢せ置ま  
すか、隔日又は三日に一度入浴すると云ふ場合には、就褥の際溫め置し寢  
衣を着せします。

一浴後疲勞を感じしならば、何にても適宜に滋養飲料を與へます。

一浴後は冷水を以て顔面を拭ふ事。

含嗽をする事、軟き被衾を着せ温かに寝せる事、外氣に觸れざる様注意する事等を怠たりてはいけません。

(6) 坐浴

一坐浴は急性尿道加答兒及婦人科諸病其他小兒の腦膜炎肺炎腸加答兒赤痢病等に著しき功を奏します。坐浴を施さんとする時は坐浴盤を病床の傍に備へ、湯を汲み、温度を検し、寢衣を脱せ、湯衣を着せ、西洋手拭ひにて腰部をまとひ、湯衣の襖を浴盤の後へかけ、臀部を浴盤に入れ、兩足を前に出し坐浴盤其身軀を毛布にて掩ひ、十五分乃至廿分にして全身發汗するを度として湯よりあげ、温き手拭ひにて全身をよく拭ひ、温き寢衣を着せ、靜に就褥致させます。若し丈夫の病人でありますならば此際身軀を洗拭すると同時に、坐浴中に兩足を入れ、洗足いたさせます。

一醫師の命により食鹽又は芥子等を浴中に加る必要のある時は小さき袋に入れて投ずるを法といたします。

又湯のさめた時は徐々に熱湯を加るを良しと致しますが、最初よく温度に注意し室内を温にして置けば大概其必要はありません。

(7) 脚浴 (脚湯)

一脚湯は如何なる病人でも害はありません。

湯度は大概臂を入れて見て少し熱き位を良と致します。脚浴盤と申しまして小さき小風呂桶に鐵砲釜が附てゐて湯のさめざる様に出來た物がありませんが、最初能温度を見て、少し熱き位に致し、患者を椅子に寄せ、兩脚を脚浴盤中に入れ、椅子共に身軀全部を毛布にて包み、寒中ならば尙其上より蒲團で覆ひ、二十分乃至三十分位、醫師の指定せし時間丈け其儘にして置き終りて浴後の所置を致します。

一入浴の温度や時間は其病人の性質又は健全不健全によりますれば、一様には

出来ません、本人の好みにまかせるを良しと致します、何浴に依らず發汗を度として終ります、發汗するも尚浴中に置く時は衰弱を來します。

一脚浴は主に感冒に對し、發汗の目的、又は頭痛の烈しき時施行致します、白湯にて不充分の時は、芥子末を大匙に一盃程入るゝを良しといたします。脚浴後は足部を冷さるゝため沓下を用ひ、又はフランネル様の物にて足部を包みて温保致します。

(8) 水浴法 (發汗湯)

一發汗湯 此法は我國に於て餘り行はれませんが、看病婦として知らざるは耻です、から豫め參考に供します、水浴法は發汗の目的で熱性病患者に施行致します。

此法を施行する時は必ず醫師の立會が法であります、若し熟練したる看病婦にして醫師の命じたる時は看病婦が施行する事もありますか其後

充分發汗するか

疲勞するか

悪寒を覺ゆるか

婦人月花を見るか

其他容軀變りし時は再び醫師の命を仰ぐ事、若し差支へなくして是を施す時は、先づ病人の衣服を脱せ、上敷に包み、浴盤の中に坐らせ、三十度位の湯を手桶にとりて靜に肩の邊より注ぎかけ、段々に湯をぬるくし、遂に冷水を注ぐ様にし、全身冷る時乾きたる上敷に包み、毛布を以て覆ひ、其儘寢所に送り、就褥致させます、此法を施行する時間は、大凡三分間を限りと致します、浴後疲勞を覺ゆる時は、醫師に報じて指揮を仰ぐ事。

一此法を褥中にて施行する時は蒲團の上に護謨布を敷き、又其上に毛布を敷き、軟き上敷様の布を冷水に浸して絞りこれにて患者の身軀を包み、其上をフランネル或は毛布にて覆ひ十五分乃至二十分位にして交換致します、若しまれにて下熱せし時は、軟かき温かき手拭ひを以て能拭ひ温めた

る襯衣を着せ、下に敷きたる護謨布や毛布をのけ安らかに寝せます。  
此法は体温を下<sup>みだ</sup>げ脈搏<sup>みやく</sup>を和<sup>なご</sup>めるため施行いたします。

## 第十六 薬用法

一病人に薬用いたさせますには勿論醫師の命令に従ふ物でありますれど、  
一般薬用法に就て心得置かねばならぬ事を左に記します。

- (1) 服薬時間は最も大切でありますから、よく其時間を守り誤らぬ様しなければなりません。  
食前食後の薬に注意し、食後に用ゆる薬を食前に用ゆるが如き誤<sup>あやま</sup>りなき様致さねばなりません。食<sup>食</sup>後に用ゆる薬は凡て強き薬でありますから、食前に與る時は、口内を痛め胃を害する等の恐れがあります。
- (2) 内外用薬の區別、内服薬と外用薬は常に同所に置かざる様になし、附箋に

色別をするを法といたします。

最も醫師の方で内用薬には青のペイパを貼り、外用薬には必ず赤を貼る様になりて居ます。若し紙の色がわからぬ様になりて居ましたなら、外用薬に赤色の絹糸を附けて置、を法といたします。

而して内用薬は患者の枕元、又はテーブルの上に置き、外用薬は必ず次の廊下等に置を法と致します。

- (3) 内外用薬とも用るに際し振盪するを法と致し升、而して瓶の札又は薬袋紙の記載等を見て、分量の違ぬ様注意せねばなりません。

薬用の盃または食匙等は、其都度よく清洗して、一定の場所に置く事を怠らぬ様致さねばなりません。

醫師の特命なき限り、二種の薬を一度に用ゆることはなりません。又薬と食物と一緒にすることも宜敷ありません。薬と食物と同時に用ると、薬の



効能が薄くなるからであり、薬を盃につぐ時は用法紙にかゝらぬ様に注意し、又栓を抜く時は香に注意し、一回分量丈移し終らば直に栓を固くして薬の腐敗又は揮發せぬ様致さねばなりません。

小兒又は感覺なき病人に薬を與るのには、鼻を塞ぎ口を開かせ、薬を盛たる匙を口中の横の方に注ぎ、靜に嚥下させます、急に舌上に入れますと氣道に入り、嘔噎を起すことがあります。

(4) 薬用時、偶々病人睡眠する時は、醫師の特命ある薬に非れば喚起して與るに及びません、而し治療上時間を違へることの出來ざる薬(例へば間歇性の病氣等は起して與へねばなりません)。

病人の爲に睡眠は薬及び滋養物よりも尙ほ緊要であります、故に安眠中は薬及食物も與へざるを良しと致升。

(5) 薬用物嚥下したるや否やの注意、小兒或は精神病患者等にて薬を嫌ふ時、

無理に飲せると吐く事があります、斯様の患者にしては一二の間を設けて答へさせると大概様子が分ります。

(6) 散薬及丸薬の用法、通常の散薬は前に口を濕し置き、少量の水をふくませ、靜に薬を舌上に置き、微温湯或は冷水にて嚥下させます。

惡味の薬を與る時はオブラートに包みて與へます、小兒又は咽喉等を治療してオブラートにて與へ兼る時は冷水にて解て與る事もあり升、若し薬匙底に残りたる時は再び水を注ぎて與へます。

丸薬を與るも略散薬と同様であります。

而して丸薬は必ず其まま飲むを法といたしますが、病症により急ぐ場合には醫師の命により咬碎して與る事もあります。

(7) 滴劑の用法、滴劑は多く劇薬揮發性なるが故に、醫師の命せられし滴數を誤らざる様慎重に注意致さねばなりません、而して速に服せしむるを良

しといたします。

滴薬瓶より滴下させるは容易ですが、滴薬瓶でない時は先づ瓶の栓のまゝ横に倒し、静に栓を抜き注意して一滴づゝ落すのであります。滴劑を用ひし後は、必ず栓を固くして冷所に置くを法といたします。火氣ある所に置く事を禁じます。爆發する恐れが有升。

## 第十七 食物用法

一食物は申すまでもなく人體に最も緊要な物であります。其用ひ方に於て宜敷に叶へませんなら害になる事があります。特に病人には食物が肝要であります。故に醫師の申さるる通り吟味して食物を與へねばなりません。例令は胃腸の病ひには流動物を與へ、肺病の患者には滋養物が大切であり、高熱の患者には出来る丈消化しやうい物を與へねばなりません。

病氣の種類によりて適當に注意致さねばなりません。一般に心得べきは、

(1) 服薬時間を誤らざること、食事の時間を誤らざる様に注意致さねばなりません。薬や食事の時間をあやまると直接病氣に損害を蒙る許りてなく、患者に不快を與へ精神上に及ぼす損害は實に多大です。

(2) 大病人は時間を定めて與へる事は出来ません。病人の都合のよき時を見て與へます。然ながら出来る丈時を守る様にいたさねばなりません。大病人は薬食物とも定量通り與へることは出来ない場合もあります。然る時は半量或は三分一づゝ與へる様に致ねはなりません。又前日麻拉里亞熱等發作性の疾ひを起し、食事の出来る場合は、夜分空服を感ずる事があります。左様の場合には家族の起き出るを待たず、葛湯又は牛乳等消化易き物を温めて食させるを良しといたします。

(3) 病人に食事を與る時は膈部の凡て出來た所で病人を起し、胸部に清き白布を掩ひ、食物も又清らかな器にもり、清き膳にのせ、其上に白布を掩ふて、患者の前に据へ、丁寧に箸を採らせませす、又膳部に屬すべき物を採りをとせし時は膳をテーブルの上ののせて置くを良しといたします、決して褥の上に置かぬ様いたさねばなりません。

又病人の食事を急がせてはいけません。

濟だなら直に食器をかたつける様にいたし、いか程病人の好む物でも残りたる物を永く枕元に置く事はいけません、熱性病でない限り食物は常に温めて與へるを良しと致し、升、熱病杯の病人で冷めたい物を好むならば其好みに任するを良しといたします。

衰弱せし病人に冷めたい物を食させるはよくありません。

(5) 又食物のことを病人に問ひ合せるはいけません、病人に適當の物をとく

のへ時間に呈するを法といたし、然しこは病家により又病人の性質により實行出來ませせん、故に臨機其家風又は病人の性質に従ひます。

(6) 服薬時と同じく食事の前後は必ず含嗽いたさせねばなりません、口中乾燥し或は膠着せし時は酒精を薄め布に浸して口中を濕します、また自由に含嗽の出來兼る場合には口内洗滌を施します。

凡て口中を清潔にして置ませは味神經の働きを良くし食物の味を出す者であります。

(7) 病人の好む食物でも餘り度々同じ物をすゝめるはよくありません、身体は種々の成分から出來てをるのですから成べく種々の食物を取らねばなりません、而して全身組織の消耗部を充さねばなりません。

(8) 凡て食物は病室に於て調理するを禁じ、又病室に於て味を試みるを禁じます。

六四  
次室に於て調理するも香の病室に入らざる様いたさねばなりません。  
食物を調理し又膳部に觸るゝ所は最も清潔に致さねば成ません。

### 第十八 體溫測定法

一 普通の患者は朝夕二度又は三度測ります。  
熱性病又は大手術後の患者等は二時間或は三時間毎に測る事もあります。  
すが、醫師の命がありますれば其指定通り施行致します。  
健康體にありては三十六度五部乃至三十七度位でありますこれより越ゆる者は疾ひあるものと致します。  
驗溫する場所は腋窩と定めて置ますが止なき場合には肌で測ることもあります。

驗溫する時は前に腋窩をよく拭ひ驗溫器をよく調べ驗溫器球を深く腋窩に挿み、半分又は十二分間位にして其度を驗し日誌に記載いたします。  
患者の體溫は治療上大に關係を有するものにてありますから、精密に測定致さねばなりません。

### 第十九 脈搏測定法

一 生涯機能中最も大切なる心動を數るものでありますれば輕卒にしてはなりません。  
健康體の脈搏は六十五乃至七十位であります。  
熱性病患者は九十九乃至百二十位に昇騰致します又動搖感情等によりて増進することがありますれば安靜なる時橈骨動脈で數るを法と致します。體溫を測ると同時に數るを法と致します。

## 第二十 呼吸測定法

一出す息を呼と云ひ、引く息を吸と申ます。是を數るには呼吸を以て一つと致します。

健康なる大人の呼吸は一分間に十五乃至十八位です。これよりこゆるは疾ひある者と致します。

是れを數るには衣服の上より靜に心窩部に手を置いて算へます。

呼吸器病に於る、呼吸の數は最も必用でありますれば、よく算て日誌に記載し、醫師の参考に供さねばなりません。

## 第廿一 洗面井に含嗽

一如何なる患者でも、毎朝熱き湯にて面を洗ひ、含嗽を致さねばなりません。

洗面の際は先きに大なる西洋手拭ひを頸部の圍りに敷き、含嗽茶碗の湯にて楊枝を濕し、其先に磨き粉を附け、患者の手に渡し、患者自から齒を磨く様に致します。若し手の叶ざる患者にありては、看病婦が靜に磨きます。磨き終らば硝子管或はキョースにて度々含嗽致させます。

面を洗ふ時は先きに小さき西洋手拭様のものに石鹼をつけ、前額部より靜に手早く順々拭ひ、其手拭は他に置き、別の手拭を熱き湯にて絞り、幾度も丁寧に拭ひ、後乾きたる西洋手拭ひにてよく拭ひ、頸部も同様に致します。

## 第廿二 梳髮

一如何なる病人でも、毎朝一度づゝ髮を結ぶを常といたします。髮を櫛く時は枕の上に護謨布又は油紙を敷き、其上に頭を置き、前頭部より後頭部に

かけて静に櫛を以て解き、三ツ打ちに網み、寝て居時は其まゝ長く下げ置き、若し起居自由の患者にして起つ場合には、ピン或は箆にて鳥渡留置を良しといたします。

若し又古風の結髪にて長く櫛さぐるために容易に解さる時は、酒精或は水油を塗布しよく指の先にて解き、静に先の方よりとかしますれば患者に害なき様にとく事が出来ず、若し一度に出来兼ねる時は二度又三度に解かすを良しといたします。

古人は病氣の時髪を櫛るを惡しと申せし弊が今尙ほ残りて居ますから、看病婦として賊に仕にくき事がありますが、衛生上櫛る必要を説き後漸く施行する事があります。

### 第廿三 温器法

① 乾温器法、湯婆、懐爐、砂囊、燒鹽、粉囊、温石、等であります、湯婆を用ますには硝

子壘又は陶壘に熱湯を充し、厚き布に包み床中に入るゝのであります。

熱湯を容るゝ際小心注意致さねばなりません、冷てある壘に熱湯を注ぎ又は沸騰せし湯を其まゝ壘に容るゝことある時は破裂し、又は栓が脱し爲に熱湯逆出し火傷することがあります、いやしくも看病婦として左様の失態ありては申譯がありません。

懐爐は第一輕便で重寶であります、軟かき布に包みて用ひます。

砂囊は充分温めたるものを濡したる厚紙に包み、又軟かき布片に包みて用ひます。

鹽は炮燧にてあふり温まりたる處を紙又は布に包みて、患部に貼ります、二三回いり直しましたら其鹽を交換するを良しといたします、度々温め返しては功がありません、粉囊これは粉或は大麥の柄のまゝ、炮燧であぶり

囊に入れて用ひます。

温石は充分熱したるものを一旦水中に投じ、次で布片に包み用ひます。

(2) 濕温罨法、 濕温罨法とは温湯又は藥液酒精等を温め、リント布又は薄木綿等を適宜に疊み、其液中に漬し、充分絞りて患部に貼するものを申します。

濕温罨法は胃瘧又は腹痛に對し、最も著しき功を奏します、これを施すには先に腹帯の用意を致さねばなりません、胃瘧、子宮瘧、等々の烈しき疼痛ある時は、仕度して居られませんか、熱き湯を金盥又は鉢に汲み、其内に疊みたる西洋手拭或は薄き木綿を入れ、硬く絞りて患部に貼り、其上より油紙を當て綿を充分にあて温保し、上より懷爐を貼するを良しといたします、(懷爐を用るは私の流義で温保の目的です)。

藥液罨法は醫師の命によるものでありますから、唯其仕方丈を爰に記し

ます、胸部或は腹部に濕温罨法を命ぜられたる時は、先きに其材料を仕度し用に臨みて、狼狽せざる様注意いたさねばなりません。

腹帯も種々ありますが、外科的腹帯が第一輕便で清潔であります。

腹帯製法 木綿巾二尺七八寸位乃ち腹部を廻して前にて重なるを度といたします、夫れを二布重ねて、真中を糸にて縫ひ一層の布の巾中央丈四分の一位の處へ兩方とも巾一寸計りの紐を付け、(腹前にて前を合せ此紐で結びます)ます、(官腸部等固定すべき場合には更に細帯二條を一尺餘に切り腹帯の中央下縁に縫ひつけ股帯といたします、(腹帯の上にはずらぬためです)。

是れに反して是れを胸部に用ゆる時は此細帯を肩帯といたしますれば頸部を入るゝため細帯と帯との間を二寸五分位となします、他は同様であります、これに附屬する油紙と綿を充分に備へねばなりません。

濕溫罨法の仕方。醫師の指定せられし藥液を金盞又は陶引鍋に入れ命ぜられたる溫度を計り胸部腹部に係らず醫師より命ぜられし通り適當にリント布或は薄木綿を切り是を幾層にも疊み其藥液中に漬し硬く絞りにて患部に貼し其上に油紙をあて綿を充分にあて、腹帯をもつて是を固定し上よ溫懷爐をあて、溫保いたします。

(3) 酒精溫罨 仕方は前に變る事はありません。

唯酒精(アルコール)ならば水を制ります(を)温める時火の入りざる様に注意致さねばなりません、これは主に腹部の痙攣等に用ゆるものであります。

當時は小兒の氣管枝加答兒(胸帶)に用ゆ等によく用ひられます。

(4) 巴布 巴布とは細剉或は粗末の藥を粥狀となし布に包み皮膚の局所に罨法するものを申す、然れば何品に限らず濕を保つものであればよし

といたします、大小麥の粗末或は亞麻仁子等を多く用ひます、急救の際には焚たての御飯等最も良といたします、又摩醉性巴布として莢荖葉菲沃シキヤク斯葉失鳩答葉等シキヤクの細剉するものを用ひる事もあります、こは皆醫師の命によるものであります、唯方法を覺へて居れば足れりといたします、(細剉とは藥研ておろせし物藥葉のさざみし物を袋に入れ沸騰せし湯に入れ温まりたる物をよく絞り更に軟き布に包み患部に貼ります。

巴布を貼用する時は患部に薄油紙をあて、其上に置き更に薄油紙を以て覆ひ、綿を充分にあて、溫を保たせます、但し其溫度過度なる時は火傷する恐があります、故、貼用前是れを自己の頬にあて、試るを良といたします、これを再び温める時は更に同様の物を新製して交換するを良といたします。

(5) 芥子泥 芥子泥を製するには新鮮の芥子末温湯及びリント布又は厚紙



等を用意なし、醫師指定せられし方寸にリント布を切り、夫れに適當なる芥子末を茶碗に入れ少許つゝ温湯を注ぎ、攪和し泥狀となし先に切たる布にのべ上より薄き紙をあて、薄き紙の當りし所を患部に貼ります。芥子泥を貼し、灼痛を覺へ或は赤色を發せし時は直にこれを除去し、而して其部を靜に拭ひ綿を以て覆ひ冷ざる様にいたします。

芥子泥貼用時間は身體中部位によりて多少遲速も在ますが、大約十分乃至十五分を法と致します、又は患者の性質によりて灼痛を訴るを度として除去するを良といたします。

芥子のみにて強すぎる時は何にても澱粉類を加ふるを法といたします、特に小兒には必用であります。

若し芥子泥を除去せし頃劇痛を發し或は水泡を生ずる時は、少許の油を塗敷するを法といたします、胸部腹部芥子を貼する時若し乳房臍等へか

ゐる時は少許の綿を當て其先を覆ふを良といたします、芥子泥を除去したる後はよく綿を當て温保し感冒にかゝらざる様注意いたさねばなりません。

芥子泥は胃痙攣子宮痙攣等に特功を奏しますが、卒倒者又は假死者には心臓部上膊内面股或は腓腸部等に貼用するを法と致します。

### X 第廿四 冷罨法

(1) 冷罨法 は炎症へ向つて施す方法にして血管を收縮させ充血を防ぐのみならず、進みてこれを驅除するの目的でありますれば、充分施行いたさねばなりません、冷水罨法を施すには先きに局所の下に油紙又は西洋手拭を敷き、衣服敷物等に濕氣の透らざる様になし、鉢又は金盥に冷水を汲み、西洋手拭或は薄木綿等を幾重にも疊み、其冷水中に漬し、適宜に絞りにて

局部にあて、二三分にして交換するを法といたします。水も度々新汲の物と交換するを良といたします。水汁にて不充分の時は氷を少々入れ又鹽類常醋等を加ふる事もあり升此法を「シユムツケル」氏巻法と名けます。

(2) 氷巻法 は護膜製紙製或は牛の膀胱等よりなれる氷嚢に氷片を充し患部に貼する事を申します。

先に嚢を水に浸し、氷を細に碎き、嚢中三分の一或は半分入れて空気を驅除し、嚢口の極端を固く結び平になし、殆ど小さき蒲團の如くなりたる物を患部に貼し、升患部は軟き布を以て覆ひ軽く其上に貼ります。

氷の碎き方荒く又嚢に多量入るゝ時は患部を強壓するの恐れがあります。注意いたさねばなりません。

又これを交換する時は更に他の嚢に氷を容れ初の通りなし乾きたる手拭ひにて嚢を拭ひ、盆にのせて床側に至り、靜に患部の氷嚢をとり、夫れを

盆にのせ新しき氷嚢を患部に貼し患者に苦痛を感じさせざる様にいたします。腹部胸部等に冷巻法を施行する時は籠狀架を用ゆるを第一といたします。

其架より細き絲を垂れ、氷嚢を結び置ませば交換の際被具を其まゝにして靜に手を入れ手さぐりで貼することが出来ます。重症患者特に惡寒ある者に對し被衾をまくり身體を呈す等の事は禁すべきであります。

(3) 冷濕布法一名「リスノツク」氏巻法此法は濕布を以て身體一局部を濕覆し、數々交換せず休温のために自ら温暖となる法であります。

濕巻法を施行致しますは、先の濕温巻法を施す方法と同じにして、唯冷水を以て濕布するの違ひてあります。

肺炎又は小兒の氣管支加答兒等に著しき功を奏し、升小兒にこれを施行せんとする時は冷水では堪へません故に微温湯位にして施行いたしま

す。

何疾ひに限らず、熱九度以上に昇騰せし時は胸部は此方を施せば大に爽快を覺ゆるものであります。

七八

## 第廿五 吸入法

一吸入法とは薬液を細霧状或は蒸氣として吸引し、以て呼吸器諸病を癒すの方であり升。

吸入薬として用ゆる物は揮發性、不揮發性の二種にして其量時間の長短は醫師の命によるものであり升。

(1)揮發性吸入法に假面様吸入、手巾用法又は硝子壺を開き、直に鼻下に吸入する方法にして、何れも七八滴々下し口鼻前に保つのであります。其薬液は主的に列並油の如き物であります。

(2)蒸氣吸入法は不揮發性薬物を蒸氣となし吸入する方法にして、吸入器と名くる一種の装置による物であり升、此器械も種々の形があり升が何れも大同小異にして釜を沸騰させ、其細管口より出る蒸氣を吸入するのであります。

醫師の命により此法を施行せんとする時は、先に器械の仕度をなし、薬液を備へ患者の衣服臥褥等の湿らざる様に、油紙或は大の西洋手拭ひを以て胸部を覆ひ、吸入器を金盞に入れ、之れは硝子の先より滴下する液を受け、又酒精燈の火の洩るゝを防ぐため前面適宜の處へすへ、鼻口に向はしめ、額下に小さき金盞又は硝子のコップ様の物をあて、口内に溜る薬汁を排泄する用に充て、指定せられし薬液を蒸發させるのです、終れば酒精燈を消し手早く患者に合嗽を與へ温湯にて顔面を拭ひ、後ち器械を清洗して納めます、吸入液は種々ありますが通常用ゆる薬液は主に一%の重曹

食鹽水、三%の鹽剝水、二%の硼酸水等であり、升、病症に由りて硝酸銀水、單寧水、レゾルチン水の如き物を用へらるゝ事もあります。之等の藥液は顔面に汚斑を生ずるものであります故、先にハゼリン様の油性を塗り又は鼻口を除くの外大なる布巾にて覆ひ、汚染を防がねばなりません。法卒れば直に石鹼を以てよく洗ひます。是れらの藥液は器械も同様腐蝕しますれば直に清洗拭拭して箱に納めます。

而して硝酸銀及びレゾルチン水の如きは、藥液を色瓶に入置かざれば直に分解して用をなしません。

小兒の實扶的里亞にはよく石灰水を用ひますが、此の藥液は細管口に附着し腫を其進出を防げます。故に晝夜持續して施行する際には、硼酸水と交換しつゝ、かけるをよしといたします。

## 第廿六 皮下注射法

一皮下注射法とは治療のため藥液を皮下に注入する法を申ます。皮下注射は醫師の施行すべき物であります。が、熟練したる看病婦には偶々命ぜらるゝ事もあります。其方法を心得て居ねばなりません。

第一注射器を消毒する事、

第二局所を消毒する事、

第三神經痲鈍の部を撰ぶ事、

第四血管に注意する事、

醫師の命に由て注射せんとする時は先に器械を消毒し(但し三十倍石炭酸又はアルコール)再び微温湯にて洗ひ、醫師より命せられたる藥液を充し、アルコールを以て局部をよく消毒し、右の手に注射器を持ち、針狀管中

にある大氣を驅除するため針を上に向けて、微しく鍵子けんしを押し一滴の液を漏し、左手の拇指と中指とを以て局所を撮み、示指を其上に置き其下より斜に速に皮下組織中に刺入し、靜に鍵子を押し、薬液を注入し、左手を緩めずして針を抜き、直に左の指にて刺口を壓し、靜に按摩して薬液を散らし、刺口にはコロジムを滴下し、又は伴創膏を貼し、舛。

注射器は直に消毒し、再び微温湯にて清洗し、能く拭ひ針狀管中に金線を挿入し箱に納めます、これらの器械は最も大切に注意して始末致さねばなりません、

### 第廿七 點眼法

一 眼病人の眼中に薬液を滴入するため、點眼瓶と申しまして點眼管を備る一種の瓶があります。

醫師より點眼法を命ぜられたる時は、先づ患者を椅子に倚らせ、或は仰臥させ、點眼管中に薬を充し、左の手の示指にて靜に病眼の下眼瞼を下にひき、眼球を充分上内方に向はしめ、右の手に點眼管を取り、其第四第五指を患者の額部ちんぶにあて、點眼なすを法といたします、然らざれば滴下の際患者不意に動搖し、ために管の尖端が眼球に觸るゝ恐れがあります。

### 第廿八 洗滌法並に注射法

一 洗滌法並に注射法とは、身軀各部の孔腔、腫瘍、創傷を、醫師の命に従て洗滌し、又薬を注入することを申す、此方を施すには、長短種々の嘴管を有するスポイトスポイト、水銃すいじゆう、灌水くわんすい、水桶等があります。

何れの方を施すにも充分注意し、患者に同情を表し、靜に、手軟かにせねばなりません、注意するとせざるとは、患者にとりて大なる感情を與るもの

てあり舛。

(1) 胃洗滌法

洗滌液は主に重曹食鹽の稀薄なるもの、又は微温湯偶には加兒々斯泉の極稀薄なるものを用ひらるゝこともあります。

醫師より此方を命ぜられたる時は、先に患者をよく諭し氣管に入る物ならず食道に入るゝ物なれば決して心配なからんことを意得させ、器械を消毒し組み立て、温湯中に入洗滌液を造り、温度を試み(微温患者を椅子に倚らせ、油紙或は厚き布を以て患者の胸部を覆ひ患者に膿盆を保持せ、萬一逆流する時の注意)少しく仰向になし、胃消息子の先にグリスリンを塗り靜に咽頭に送ります。

食道消息子を初めて送入する時は看病婦右の手にて消息子を持ち左の中指と示指とを患者の舌上の置き、双指の間より靜に咽頭に送ります。

然れば洗滌前患者に申置くべきは看病婦の指を咬ざらんこととであります。カテーテル胃中に達するや否や、直に洗滌液を送るを良といたします。ぐずぐずして居ると患者嘔氣を催します。又洗滌液は器械の大小にもよりますが普通の漏汁ならば二盃半位入るゝを適當といたします。

又胃中の液を出すには、漏斗中の液未だ四分一位ある内に漏斗を下げ、下方に向くれば、皆な排泄する物であります。再三洗滌したらば靜にカテーテルを抜き、再び温湯中に入れます。若し醫師の命がありましたら、此際藥液を注入することもあります。但し器械を温湯中に入るゝには金鹽が第一です。漏斗をふせて長き護謨管を其周圍に巻いて置きます。

一二回目洗滌の際は、患者自身にカテーテルを吞込ませるが良し。御座います。若し出来兼ねる際は看護婦の送入するとし、ましても、口中に指を入れず患者に安神を興へ、口中を充分に開かせ、靜に咽頭に送るを良といたし

ます、若し咽頭に觸て嘔氣ある時は食道が充分に開きますから、之を期として三寸斗りづゝ續きて送入すると直に胃部に達します。

### (2) 口内洗滌法

一口内洗滌法は、口中種々の病症によるものでありますから、一樣には参りませんが、身躰丈夫にて自由の叶ふ病人でありますならば、醫師の命ずる薬液を仕度し灌水桶に入れ高所に掛け、患者を其前に坐らせ、排水用金盥を前に置き患者を俯屈させ口を充分に開かせ、洗滌するを良しといたします。洗滌終りて後口内に薬を塗敷する者もまた含嗽劑を與へらるゝものもあります。

腸窒扶斯又は猩紅熱等の患者にして、往々口中を痛めるものがあります。が、斯様の患者の口内を洗滌するときは、患者を少しく横になし、枕を後方に引き頸部に油紙又は厚き布を敷き、其上に膿盆を當て患者の頭を傾け、

水の洩れざる様になし、イルリガタールを高さ處にかけ、又は他人に持せ、看病婦は右の手にて嘴管を探り、左りの示指を口中に挿入し、靜に洗滌するが法で御座います。大病人にして含嗽出來兼ねる場合にも、此法をいたしますと大に爽快に感ずるものであります。痛みある者には、硼砂密、其他醫師の命によりて種々の薬を塗敷することがあります。一洗滌液に用ゆる薬は種々ありますが、主に、硼酸水、鹽剝水、食鹽水等の稀薄なる物を用ひます。

臭氣ある時は過満俺酸加里水、出血ある時は單寧水等を用ゆることもあります。が、何れも醫師の命によりますから、唯看病婦のつとむる處は、患者に苦痛を與へざる様手軟かく且つ手快するのが肝要であります。薬液洗滌の後には必ず含嗽させるを最良といたします。

### (3) 耳洗滌法

一用器はスポイト、或は水銃を用ひ、洗滌液は硼酸水、鉛糖水、又は微温湯のみを用ゆる事もあります。

醫師の命によりて此法を施行せんとする時は、先づ患者を椅子に寄らせ、洗滌せんとする耳下、乃ち肩上より垂るゝ位、西洋手拭ひ、又は手巾を當て、小形の膿盆を耳下に保持せ、但し患者にもたせ、右の手にて水銃を採り、藥液を充したる嘴管を上に向け、空氣を驅除し、左の手にて耳輪を後上方に引き、靜に耳口に送入り、洗滌するので、但し水線は鼓膜を避くる様に致します、再三洗滌なせし後は、金屬性の細き棒に綿を巻き、耳内の水氣を清拭致します、洗滌後、沃度、吻油、或は齒擦油を滴下する事もあります、がこは皆醫師の命によります。

若し藥油を滴下する時は、適宜の綿球を挿入し、逆流を防がねばなりません。

(4) 鼻洗滌法

一用器はイルリガートル、此法は口内洗滌法と畧似て居ります、而して藥液も硼酸、過飽、滿酸、加里、單寧等であり、藥液は醫師の命により、ますが、温度は微温時としては冷水にて施行する事も有ります、(衄血、其他、出血、洗滌液)を入れたるイルリガートルを高所にかけて、患者を椅子によらせ、俯屈させ、口を開かせ、呼吸の便を與へ、洗滌中は鼻呼吸をなさざる様、患者に注意し、左の手を患者の後頭部に置き、右の手に嘴管をとり、靜に鼻孔に挿入し、洗滌致します、餘り水力を強くする時は、患者爲に驚き、嘔噎ををこすことがあります、洗滌時間は五分乃至七分を法と致します。

(5) 尿道洗滌法

一用器はスポイト、洗滌液は主に糖漿、護膜漿を用ひます、醫師の命によりて尿道洗滌を施行せんとする時は、第一看病婦自身の手を洗ひ、器械を消毒



清洗し、洗滌液を清潔なる器械に入れ(コップ)患者を椅子に寄せ小形の膿盆を持せ防腐ガーゼを以て尿道口を拭ひ左の手にて龜頭部を押へ右の手にてスポイトを持ち洗滌液を充し空気を驅除して靜かに尿道に挿入し、護謨球を壓して液を送るを法といたします。

又洗滌前必ず患者に排尿の注意を致さねば成りません、然らざれば洗滌液と共に病毒を膀胱中に送入するの恐れがあります、偶々疾ひのため膀胱括約筋の弛緩して居る者がありますれば、能く注意して右様の兆候ある時は直に醫師に報せねばなりません。

一 洗滌液は多きより少きを良といたします。

一 尿道痛みある者は洗滌後、コカイン、尿道坐薬、又は沃度吻坐薬等を用ゆることもあります。

坐薬を挿入する時は、必ず尖端に油を塗り、靜に且つ快手挿入し、脱出せざる様尿道口を壓定し、患者に保持させます(但し防腐ガーゼにて壓定すること)

(6) 膀胱洗滌法

一 膀胱洗滌法は種々ありますが、丁字形硝子管装置が一番安全であります、丁字管の三方には細き護謨が付きまして、一方は漏汁用、一方はカテーテルに附着し、中には排水の爲に用ひます、此器は最も重寶て寢臺に居らるゝ患者は是に限りませ、併し床の上に直褥じちくを敷し者のためには不適當です、其は排水が充分でありませんからであります。

然れば寢臺なしの病人の時はイルリガタールを用ひます。

一 醫師の命により膀胱洗滌を施行せんとする時は、先づ洗滌液を造り(稀薄なる硼酸水又は殺菌微温湯ころせんとを良とす)越紙こしにかけ最も清き器うつはに入れ次にイルリガタール及び消息子を消毒清洗し、病床に就きて股間こかんに軟かき厚

き布を敷き、其上に排水甲臙盤（はきま）を置き、再び自己の手を清め、清洗したる消息子を温湯中に入れ、床側に至り男子ならば左り、女子ならば右に座し、温湯中の消息子を採りて充分にワゼリンを塗り、尿道口に挿入し、空氣の入らざる様固く護謨を撮み、藥液を充したるイルリガタールを他人に持せ、イルリガタールの護謨と消息子の基底部とを接着し、但し金屬性消息子ならば其まゝ護謨管をはめニウトン氏カテーテルならば間に一寸餘の硝子管を付るを法と致し、升而して洗滌液膀胱に充る時は此硝子管をイルリガタールに附屬する護謨管の接合部を抜き、液を排泄させます、洗滌中に左の手にてカテーテルを支へ、右の手を患者の膀胱部に置き、排泄の際は靜に壓する様になし、再び洗滌液を送るまで、手を緩めざる様に注意致さねはなりません。そは洗滌液を送る前に手を緩めばカテーテルロより空氣膀胱中に入るの恐れがあります。

洗滌終らば靜にカテーテルを抜き、尿道口を清拭し、安靜に寝せます、洗滌液は勿論洗滌器、又は看護婦の手の消毒届ざる時は、膀胱炎を起し、又尿道加多兒を起す等の恐れがあります、故に充分注意致さねはなりません。

#### (7) 腔洗滌法

一 用器はイルリガタール、洗滌液は、稀薄石炭酸水、硼酸水、食鹽水等であり、ます病症によりては單寧水、暗礬水又は温湯洗滌、其他種々あります。

一 醫師の命により洗滌なさんとする時は、先きに洗滌液を造り、イルリガタールに充し、高さ處にかけ、自身の手を消毒、清洗し、床側に至り、患者に腰枕をさせ、油紙、或は不透性の布を敷き、臀下に膿盆をあて、膝をたてさせ、少しく前を開かせ、膝頭まで被衾を覆ひ、外氣の觸ざる程になし、右の手に嘴管を採り、左の手にて外陰部を洗らひ、示指と中指とを腔内に挿入し、これに沿て嘴管を度り、靜に液を注入し、洗滌いたします。

液の温酸は醫師の命によります。

病症により温湯又は微温湯を用ゐらるゝ事もあり升。

一 温湯洗滌は大灌水桶たいのいりばたこ三千瓦入に八分目程漸く指ゆびを入らるゝ位の温度にて前法の如く施行するのです。

こは病院でよく施しますが通常の家特に床の中にては充分できません。洗滌終らは再び外陰部を洗ひ、清布を以て清拭し、衣を正して安靜に寝せます。

一 病院に於て治療上洗滌を命せらるゝ時は、先に器械を消毒し、温湯中に入れ鉢又は金盥に入るゝ防腐木綿、同綿を用意なし、臆球を塗布薬、器械用油等を準備し、患者を治療臺上に仰臥させ、面部へ白布を覆ひ、陰部を呈し衣服の濡ぬざる様注意し、先に外陰部を洗ひ、次で腔内を洗滌し、嘴管を左の手に持かへ、温湯中にある子宮鏡をとり、油を塗りて靜に腔内に挿入し、醫師の診察を乞ふのです。治療済の上は再び洗滌し、臆球を挿入し或は塗布薬を爲し、綿球を挿入し、外陰部を拭ひ正服に直し、靜に臺より下します。臆球及び塗布薬等は何れも醫師の指揮によります。

### 第廿九 灌腸法並に注腸法

一 灌腸とは肛門より腸内に液類を注入する法を申します。灌腸法を三種に區別し

(1) 瀉下灌腸 (2) 薬液灌腸 (3) 滋養灌腸と致し升。

各々其目的によりて薬劑も異なりますれど第一瀉下に用ゆる薬液は通常石鹼、加里石鹼、薬用石鹼、硫苦蜂蜜、グリッスリン、蓖麻子油等であります。

(2) 第二薬液灌腸は單寧水、硝酸銀水、鹽剝水、硼酸水、食鹽水、抱水格魯刺爾等であり升。

(3) 第三滋養液灌腸はピフター、牛乳、スープ、ブランデー、鶏卵、肉柞汁等であり升。各々種類によりて器械も違ひますが、大量の流動性を注入する時は、護謨製灌腸器、硝子製灌腸器、又少量液を注入する時は、護謨球水銃等を用います。灌腸の際注意すべきは直腸の形状です、后上左方に彎曲して居りますれば、其の心して嚙管を送入致さねばなりません、最も普通イルリガタールの嚙管は深く入れませんが、時としては英吉利カテータール、又は食道消息子等を挿入する事もありますから、心得て居ねはなりません。

(1) 瀉下灌腸法 此法は直腸の粘膜を濕開し、蠕動機を催進し、硬便を軟化させ瀉下する方法であります。

一灌腸を施行さんとする時は、先づ薬液を造り、一通常石鹼五分四角を法と致し升(スパン、アイボレ)等は最良です、大凡の分量を、小刀でけづり清き鉢に入、熱湯を注ぎ攪和してよく解し、水を入れて温度を適當す(イルリガタ

ー)に入れ、看病婦自身の手をよく洗ひ、ワゼリンと、木綿とを用意なし、病床に至り、患者を横臥させ、左の示指にワゼリンを塗り、嚙管の尖端にもワゼリンを塗り、夜具の下より手を入れて肛門を探り、示指に沿って嚙管を送入し、静に液を送ります、指定の薬液送入せし時は、護謨管を固く撮み、液の他に洩れざる様になし、静に抜き取り、肛門を白木綿或は軟き紙にて拭ひ、或は押し逆流せざる様注意し、十分乃至十五分にして排泄致させ升。

器械使用後は消毒清洗し、護謨管に水の溜らざる様高き處にかけ置ます。  
(2) 薬液灌腸法 此法の目的は收斂、止血、止瀉、止痛、防腐、衝動等であります、即ち單寧水は收斂劑、硝酸銀水は收斂、止血、止瀉、等に用ひ、抱水格魯刺爾は止痛鎮靜劑であります、鹽剉硼酸、食鹽水等は、防腐劑として用ゐます、衝動目的を以て施行する際は、殺菌微温湯を一千瓦乃至二千瓦餘も、患者の忍堪し得らるゝ丈用ひます。

こは醫師の附添居らるゝ物にして醫術の一であり升。

(3) 滋養灌腸法 此方は衰弱したる人、食道不通の者に施す方法にして、咽喉腫瘍、食道癌腫等に必要であり升。

一 此法を命ぜられたる時は、先に滋養液を造り、乳鉢にて研磨するを法といたしますが、通常の家には器械がありませんから、卵黄二ヶを鍋に入れよく攪和し、乳一〇〇、〇或は二〇〇、〇を加へて火にかけ、體温加減となりし時、器械にうつし、灌腸いたします。胃腸の弱き者には、稀鹽酸、ペプシネ等を加へ、又肝、脾等の弱き方には肉類のスープ、牛乳等を消化させる藥品を混和し、一定時間温所に置き、稍々消化せし時、少量つゝ法に従て灌腸することもあり升。

牛乳灌腸の際、鹽里母、又は稀鹽酸等を一所に入るゝ時は、酸のために牛乳凝固して、腸尿管を通過せざる事が在升、然れば滋養液を先に送り次で藥液を注入致ます、然れば滋養灌腸後は、特に安靜を保ち、滋養液の逆流せざる様注意いたさねばなりません。又滋養灌腸を施すには先に瀉下灌腸を施すを法と致しますが、重症患者にして、二回の灌腸に堪へざる場合には、臨機應變の所置を行はねばなりません。

仕方は皆同様であります、が唯藥液を注入せし時、又滋養を注入した時は、最も安靜にして、逆流を防がねばなりません。

### 第卅 坐藥挿入法

一 坐藥は、肛門坐藥、尿道坐藥の二種であります、肛門坐藥は長さ三、乃至五センチメートル、基底大凡千メートルにして、其重量一、五乃至二、〇を常規と致します。

尿道坐薬は、肛門坐薬の三分の一、或は半量ぐらいです。其形は圓錐状にして、肛門坐薬より稍々長くあり升、男子用は一吋五分、女子用は一吋を以て通常と致し升、坐薬を貯ふるには、形の損せざる様、一ヶつ、紙に包み、瓶又はボールの箱に入、冷處に置くを良といたします。坐薬の一種にして、膠球といふ物があります。こは坐薬と同じ物でありますが、其形圓く、重量は二、五乃至三、〇位です。坐薬を挿入するには、尖端に油を塗り、左の手にて肛門を稍々開く様になし、靜に挿入し、快手肛門を壓し、脱出を防がねばなりません。脂肪性でありますから、脱出する時は、再び用へられません。

尿道坐薬を挿入するときは、主に洗滌後であります故、同じく尖端に油を塗り、快手挿入して脱出せざる様、防腐ガーゼを以て押へます。膠球、これも洗滌後挿入する物であります。子宮鏡をとらざる前に挿入し、綿球を入れて置ます。子宮出血には、單寧膠球を、子宮痙攣、其他痛みには、莨菪

球を用ひられます。

### 第卅一 消息子用法並に種類

一消息子に食道消息子 尿道消息子とあります。

爰には尿道消息子の種類用法を述ます。

一消息子の種類(一名カテーテル) 金屬製護膜製

ラント氏カテーテル 英吉利カテーテル

佛蘭西カテーテル 金屬製カテーテル

又金屬製にカテーテルと、ブーシの區別があります。カテーテルは排尿の目的に用ゆるもので穴がある物、ブーシは尿道狹窄等に用ゆる物にして穴のなき物です。

一ネラトン氏は帶紅茶色にして、軟かく、獨乙製の物て有升。

實地看護法

一英吉利製の物は帯赤茶色にして硬く出来て居升、使用の際温湯に入れて用ひます、之にもグリーンがあり升。

一佛蘭西製は黒色にして上等であります(其價もネラトンの三倍位です)硬軟の両性を備ひますから病症によりては是に限る事もありますが、熱湯に入れば溶けて原形を失ひますので、消毒が中々面倒であります。

ネラトン氏カテーテルは、排尿のため用ゆる物にして、主に看病婦の使用するものであります。

一金屬製カテーテルは醫師の使用する物にして、手術の一つに數る物であり升から、其用法を熟知する者でも、醫師の命令なき内は之を使用する事は出来ません。

(1)ネラトン氏用法、カテーテルを挿入せんとする時は、第一自身の手を消毒し、次てカテーテルを消毒し、再び温湯にて清洗し、深き金盥に温湯を汲み

其中に入れ、殺菌油防腐ガーゼを取揃え床側に至り、排尿器を用意なし、患者を仰向になし、膝を屈せしめ、再び自身の手を清め、患者男子なる時は、其左りに、女子なる時は、其右に座し、濕布ガーゼを採りて尿道口を拭ひ、カテーテルの尖端に油を塗り、靜に挿入し、片手にカテーテルを保護し、片手を膀胱部に置き、排尿に順して、靜に壓を與へます。

此手は排尿卒るまで緩めざる様に致さねばなりません、大氣の膀胱に入る恐がありますから、膀胱中の尿の排泄せし時は、カテーテル口より空氣の入らざる様、護管を固く撮み、排尿器を採りて床外に出し、男子ならば龜頭を臍下に向け、靜に抜きとるのであります(送入の際男子ならば其左に座し、龜頭を臍下に向け、挿入するのであります)、防腐ガーゼにて、尿道口を靜に拭ひ、器械は直に消毒清洗して納め升、カテーテルの防腐届かざる時は、膀胱加多兒、又は尿道加多兒を起す恐れがあります、故によく注

意し消毒し常に患者の幸福を計らねはなません、消毒せし器械は、使用前必ず温湯にて清洗するを良と致します。

油も殺菌油を用ひ、消毒薬を入れし物を禁じます、消毒薬の粘膜に觸るゝ時は、必ず刺戟し、爲めに尿意を起すことがあります、排尿に異状ある時は直に醫師に報知せねはなりません、而してカテーテルは、金屬護護製に係らず、番號が附してありますれば、醫師の命に従ひ適當の物を選ねはなりません、私は男子、女子に係らず、普通の人は、チャートン氏の七號を、適當といたします。

一金屬製ブーシ、こは尿道狹窄に用ひらるゝ物なれば、熱達せる看病婦には、偶々命ぜらるゝことがあります。

一ブーシ挿入法、法の如く消毒したるものを、温湯中に入れ、(但し體温加減)床側患者の左りに坐し、防腐カーゼにて尿道口を拭ひ、左りの手にて陰莖を

持ち、臍下に向け、右の手にてブーシを探り、尖端に充分油を塗り、尿道口に於て、靜に送入し、稍々接護腺に達せし時、左の手を單九下部に於て、右の手に力を入るゝことなく、示指一本にてブーシの基底部を把ひ、少しく上にあげる様にする時は、自然挿入するものであります、此法で送入すれば、決して傷を蒙る恐れはありません。

ブーシの番號は、醫師の指定する處に達ざる様致ますねばなりません、チャートン氏カテーテルは、熱湯を以て消毒いたしる金屬カテーテルは、用ひ終る毎に熱氣消毒いたします。

## 第卅二 塗擦法並に塗敷法

一塗擦法とは、皮膚の一局部に藥物を擦入する法であり、升、塗擦劑とは、主に油狀或は軟膏狀にして、皮膚病及び種々の炎症に用ふるものであります。



塗擦劑は種々ありますれども、主に用ゆる藥物は、百露拔爾酸謨軟膏、イシチオ、ル軟膏、別刺郭那擦劑、灰白軟膏等であります。

百露拔爾酸謨軟膏は、疥癬の特功藥として用ひます、其用法は、患者を入浴させ、カリ石鹼にて皮膚全體を洗ひ、但し加里石鹼用法は一度入湯し上りてより、加里石鹼を塗り、十分乃至十五分、其まゝになし置、夫れを洗ひ初るを法といたします。

再び入浴してよく温まり、乾きたる手紙にて能拭ひ、浴宣を固く閉じ、外氣の入らざる様になし、塗擦法を施します、疾ひ四肢にある時は、白木綿を當て縋帶をいたします、軀幹に塗擦を施したる時は、古きシャツ様の物を着せ、而して衣類も油と臭ひて、大へんですから、出来る丈惡るき物を用ひます。

此方を毎度施行する時は、先に床を敷き、毛布、或は厚きシーツ様のものを

以て、身軀を包む様に仕度いたし、升、若し疥癬全身にある時は、四肢を先にするとか、又は軀幹を先に施行するとかいたさねはなりません、全身一度に施行する時は、皮膚の排泄を防げ、腎臟炎を起す恐れがあります、故に、半身づゝ施行するを法といたします。

百露拔爾酸謨軟膏は、獨り疥癬に巨効あるのみならず、挫傷、又は疼痛ある關節疾患等に用ひます。

イシチオ、ル軟膏は、丹毒の特効として、該病には必ずこれが用ひられますが、凡ての炎症、癰疽、質斯等にも、之れを用ひます。

一 別刺郭那擦劑は、主に神経痛、胃瘧、癰疽、質私等に用ひ升。

一 灰白軟膏、水銀軟膏、又汞膏とも申します。

此等は、主に梅毒性疾患に、塗擦するものであり、升が、腹膜炎、盲腸炎、畢丸炎、耳下腺炎、等凡ての炎症に用ひられます。

一 梅毒性患者に塗擦する時は、四肢は上膊、上腿の内面、兩腋下に、施すを法といたします。其量は二、〇を常規といたしますが、時として三、〇用ふる事もあります。こは皆醫師の命によるもので、時間は廿分乃至三十分位です。軟膏であれば早く吸収しますが、ラノリンなる時は、中々吸収いたしません。此方を施行する時は皮膚面をよく洗ふを法と致しますれば、入浴の後を最良と致升而して場所の何れを問はず、丁寧に親切に手軟に施行せねばなりません。然しながら、皮膚の摩擦によりて、吸収するのですから、手を休めず、施行せねばなりません。

一 灰白軟膏塗擦の際は、指袋を用ゆる規定であります。一日、二日、三日施行しても、別に害はありません。

一 灰白軟膏塗擦する患者には、必ず鹽刺か含嗽劑を與ふるを法と致します。口内を痛めるを普通としますから、度々含嗽させねばなりません。

### 第卅三 按摩法

一、こは一つの専門學にして、看病婦の容易に爲し得べきことにはあらざるも、何病人に限らず、身軀倦怠、血行不充分となるを常と致しますれば、是れを適宜に揉み、擦るは、患者にとりて大なる慰藉であります。特に不眠の患者に對しては、睡眠術の一つとしてあります。故、靜に擦るが良し。御座ひます。病人は看病婦に對し、斯ること迄はと、遠慮しますれば、其心事を悟り、適當に施行すべきであります。頭痛を訴る者に對しは、靜に顳額部を揉み、肩痛を訴る者に對しては、肩胛間部を揉み、腰痛ある者は、腰椎の兩側を揉むを良しと致します。唯身軀の倦怠を訴る者には、何れの部分を問はず、單に心臟部に向つて、擦るを法といたします。實に按摩の効能は、大なるものであります。こはこれ専門家のよくする處であります。

### 第卅四 發泡膏貼附法

一、發泡膏とは、皮膚に水泡を發せしむる法にして、カンタリス硬膏を用ひます。

一、カンタリス硬膏を貼するには、醫師の命ずる通り布片に膏藥をのべ、命ぜられたる部へ貼し、絆創膏を細條とし、或は繃帶にて之れを固定致します。此膏藥を用ゆるに方て看病婦自己の手に附たる時は、直に拭ひ去らざれば水泡を發します。若し誤つて眼に觸るゝ時は、不測の害を蒙ることがありますから注意致さねばなりません。

一、發泡膏貼附時間は、十時乃至十二時と申しますが、水泡を發するを度として膏藥を剝ぎ、清潔なるランセットを以て泡膜の側部を刺破し、水液を漏し、脱脂綿を以て流出する水液を拭ひ、醫師の命ずる軟膏類を貼ります。但し其部の上皮は剝去せざるのが法であります。

### 第卅五 瀉血法并に水蛭法

一、瀉血法とは、身體中一部の血液を放瀉する法であり升で、血角、水蛭、刺絡の三種類ありまして共に醫師の施行するものであり升、血角装置は瀉血機器、吸角小燈よりなり、一ヶの箱中に藏めてあります。

一、血角を貼する旨醫師の命ある時は、先に瀉血機器を充分に消毒し、<sup>ニランセット</sup>2%冷石炭酸水、同温石炭酸水を何れも鉢に入れ防腐綿紗或は脱脂綿を準備し床側に至り、血角を貼する部をよく消毒し、吸角内に數滴の酒精を注ぎ振盪して、過剰の分を傾け去り、火を點じて快手之れを皮膚上に壓貼致します。外氣の壓によりて皮膚は其中に膨脹し隆起します。然る時靜に指頭に於て吸角の邊縁を挿せば脱離します。其隆起して赤色となりたる部に瀉血

器械を壓當、鍵柄を押して皮膚に數個の刺創を生ぜしめ、更に吸角に火を點じ、快手く其部に壓貼し、適量の血液吸角中に充れば前の如く指頭を以て脱離せしめ、石炭酸水中にある脱脂綿を以て能く清拭し、出血止らば石炭酸水にて濕布をなし、軽く繃帶を纏絡致しますと創口は速に治癒します。

一 瀉血機器を用ひず、單に吸角のみを貼する事が在升、之を乾角法と申す。吸角を貼する際は出来る丈快手<sup>てはや</sup>するを良といたし、升、火を點じてより躊躇して居ますと、吸角熱するため火傷する恐れが在升。

器械使用後は充分に消毒して、後日の用に備ることを忘れてはなりません。

水蛭法

一 是も瀉血法の一つであります。

水蛭を貼する部は、醫師の定むる所に依るもので有升が、大なる靜脈部、又は轉動甚しき部に貼しては成ません、水蛭を貼する部に若し肌毛が有升れば、之を剷除し充分に清洗し、醫師の命ぜし蛭數條を紙に包み、一方を開きて局部に貼します、之輕便にして最も早く吮噬します、水蛭管、硝子瓶等、種々ありますが、紙を以てする法が一番早く吮つきます、若し水蛭か吮噬兼る場合には、牛乳、砂糖水、又は血を少々塗敷するが法であり、升が、數年間の實驗によれば、左程つき難きものと覺えませんが、水蛭已に飽滿する時は自ら脱落するのであります。

若し脱落を待ず、醫師の定むる時間を超える時は、虫身に少許の食鹽を注げば直に脱落致します。

脱落后出血やみ難き時は、石炭酸濕布カーゼをあて、脱脂綿を當て覆ひ置く事、尚ほ血止ざる時は、卷軸帶を以て固定いたします、若し其部氷罨法で

も貼する部分ならば、醫師に報じて他に止血劑を求むるが良しふ御座いませふ。

### 第卅六 睡眠に對する注意及其介輔

- 一 睡眠は健不健に係らず、精力を補給する大切の物なれば、看病婦たるものは能注意して、健者、不健者の睡眠の異なるを知らねばなりません。
- 一 健康者の眠りに就や、安靜にして、仰臥、側臥に係らず、眼は口と共に閉ぢ、顔面安靜にして、鼻孔にて呼吸するものでありまして、健康人の呼吸は十五乃至十八を常と致升、患者の眠りに就んとするや、心思穩ならず、暫時眠に就も屢々驚愕し、突然醒覺し、且つ疼痛ある者にありては、睡眠中深大息をなし、面貌多少常態と異り、其色澤も亦常ならず、睡眠する患者の眼及唇は安靜せず、全く合閉せざること多し、睡眠中譫語し又は齟齬し、呼吸多くは

短息するものであり、殊に胸部に疾ひある者に於ては、苦悶し、咳嗽を以て醒覺するものです。

一 患者久しく熟睡する時は、其疾ひの輕快に趣く時にして、腸壑扶斯、又肺炎の初期に於て多く見る處です。

一 熱性患者の安眠する時は、大に發汗し、熱度下降し、呼吸安靜となり、輕快に趣くものであります。

一 熱性諸病の初期に於て嗜眠する者は、其疾の惡徵なれば、成べく興奮法を施して、夜中の看侍を怠らざる様致さねばなりません。

一 重病にして不眠久しく持續する時は、身軀衰弱し、神經作用を擾亂し、常に譫言たごごをいふ様になります、斯様の容軀は豫後不良の兆です。

一 睡眠法として看護婦の守るべき要件、

(1) 夜は八時乃至九時頃より、室内を暗くし安眠を促す事。

- (2) 室の入口の戸を固く閉ぢ、家内の物音の入らざる様する事。
- (3) 患者に病苦を忘れさせんため、身軀を擦るか、又は低音に談話する事。
- (4) 暖氣の候にありては室内を清涼にし、熱度烈しき患者にありては身軀を清冷にする事。
- (5) 患者の發汗したる時は、注意して洗拭する事。  
身軀自由なる患者ならば、襯衣を交換する事。
- (6) 創傷若くは他の疾ひのため疼痛ある患者ならば、繃帶の緩急、臥位、臥具等の適否に注意する事。
- (7) 患者の眠りは藥餌よりも大切なれば、出来る丈安靜にして自然の醒覺を待べきであります。
- (8) 患者醒覺せし時は、其氣分の良否を問ひ、含嗽を興へ又は身軀を擦り、再び安眠を促す事。

### 第卅七 皮膚に對する注意并に發汗介輔

一 皮膚は全身を被包して居る大切の器にして、能く伸縮の性を有し、表面にして汗線、脂線孔を備るのみならず、數多の小乳頭があります。この小乳頭は神經の末端にして觸覺器の一ツであります。

一 患者の皮膚上に現はるゝ容體によりて、病疾の經過を診斷し得る物であります。から看病婦はよく注意して日誌に記し置べきであります。

一 患者發汗する時は、一局部なるや、全身なるや、普通の發汗なるや、冷汗なるや、又臭氣あるや、粘稠なるや、發汗久しく持續するや、否やを視察し、又皮膚の色澤蒼白なるや、紅色なるや、青赤色なるや、且つ色澤平等なるや、斑點狀をなすや、又斑點皮上に隆起するや、否やをよく注意して、記し置ねはなりません。

一病症により發汗を要する時は、發汗劑を與へ、又は溫き飲料を服せしめ、外用として單熱湯、芥子末、灰汁、又は食鹽等を加へたる熱湯、脚浴を施行することもあり升。

脚浴の方法は前條記する如く、外氣に觸ざる様施行し、尙ほ發汗中は經軟なる被衾を以て全身を覆ひ、室内の溫度も冷する様になし、發汗終れば溫めたる西洋手拭にて、被衾中にて充分全身を乾拭し、襯衣を交換するを良といたします。尙發汗の兆ある時は、溫めたる西洋手拭を以て患者の胸顏等を覆ひ置事が必要でず。

發汗介輔は缺くへからざる大切の事にして、若しこれを怠る時は、昏に患者の不快を感ずるのみならず、大なる害を來すことがあり升。

發汗の際大小便を催す時は、溺器、或は便器を溫め、衾中に入れ排泄させます。此際寒冷に觸ざる様注意せねはなりません。發汗を促すために室内を

溫暖ならしめ、又多く被衾を被らしむるとは、患者のため反つて害となります。

發汗を催近いたさせますには、室内の溫度を適宜になし、褥中に安臥させ、多量の微溫飲料を與るが良し、御座ひます。發汗終れば何時も乾きたる西洋手拭にて乾拭し、病人の好みに從ひて襯衣を交換致しますが、若し病人が許しますなら、熱湯を以て洗拭するも良といたします。此際枕も交換いたします。

### 第卅八 吸呼并に咳嗽介輔

一呼吸は肺の機能を司つかさとらるゝ大切の物であります。普通大人の呼吸數は、十五、乃至十八でありますから、増減、如何を注意して、安靜なるや、深長なるや、疾速なるや、淺小なるや、又鼻呼吸なるや、口にて呼吸せらるゝやをよく

察し、一分間を以て之を算し、日誌に記載する事。  
若し呼吸静にして數ふるあたわざる時は、心窩に手を軽く接し其運動を  
檢しするのです。

胸部に疾ひあるものは、吸息毎に疼痛を感じ、又は呼吸の際胸中に、種々の  
音を發することがあります、それは水泡音、笛聲音、喘鳴音等でありまして其  
患者は時として鼻腔が乾燥する事あり、或は粘液を漏ことあり、又は鼻腔  
より出血するあり、或は氣息に惡臭を帶ぶこともあり升。

一 咳嗽に由りて咯出するものは、粘液膿様、又は純血等であります。

患者咳嗽を發する時は、其衰弱したる者には特に注意して、苦痛を感ぜざ  
らしめざる様にいたさねばなりません、片手を前額部に當て、他手に唾壺  
を把て之を口前に保ち、出来る丈心をしづめて安靜を保させる事。

衰弱する患者にして頻々咳嗽する者は、半臥、或は起座の位置となし、咳嗽  
の幾分を防ぐ事、又苦痛に堪へざる場合には、怠らず醫師の診察を乞ひ、温  
罨、又は服藥を求むる事、但し咳嗽の狀況は日誌に記載して、醫師の参考に  
供し、咯痰は必ず貯へ置檢査を受ける事、咯痰に血液を混る時は殊に注意し  
醫師に報ずる事が肝要です。

### 第卅九 消化器に就ての注意并に其介輔

一 熱性病者、又は胃病患者に限り、必ず口唇、及び舌躰乾燥し、舌上龜裂し、又は  
褐色苔を被り、大渴を覺ゆる物であります、斯様の容躰でありますば、數回  
含嗽させ、微温湯又は冷水、清涼なる飲料を與へ、舌、及び唇には、蜜或はグリ  
スリンを塗敷します、熱性患者時として口内に不快の臭氣を感じ、又は流  
涎し、嘔吐する等諸症を起す時は、精細に注意し、其容躰は日誌に記し、醫師  
に報ずる事。



(1) 流涎介輔　こは唾液、胃液の過剰より來ると、又は治療のため皮下注射等により態々出すことがあります。患者にして多く流涎する時に、藥液を以て度々含嗽せるを良いといたします。含嗽劑は必ず小さき金盃に受け、流涎と共にせざる様にいたします。

此の如き容體の患者に對し、醫師の命によりて齒齦、舌上、或は他の分部にも、塗敷藥を施す事があります。

流涎甚しき患者は仰臥させしめず、横臥させて睡眠中流涎の食道及び氣道に入らざる様自から口外に流出せしめしむる様注意し、清潔なる脱脂綿等にて拭ひ、又口の周圍に當て置が良しふ御座います。

(2) 嘔吐介輔　嘔吐は胃中の内容物、又時としては腹中にある物が、逆流して口より出づる物であります。

嘔吐と共に氣管中の粘液、或は膿汁様の物を排泄する事もあります。嘔吐

を誘起する原因は、胃中の飽滿、惡心、咽頭刺戟藥劑及び病的機能です。

一患者嘔吐を催す時は、快手大なる金盃を備へ、片手を患者の前額に、他手を後頭部に當て、頭部の下らぬ様になし、ある丈の物を吐かせる様務むるが良しふ御座います。衣帶の緊縛を緩め、脊部を靜に擦て、患者を輔けねばなりません。病症に由り吐劑を與る時は、空腹時を良といたします。微溫湯、又は稀薄なる牛乳、スープ等を、少しづつ與ふる事もあります。

一吐劑を用ひて嘔氣を催す時は、直に吐出させず堪ひ得る丈認るを良といたします。容易に吐出するのみか、窒息様の苦悶を起す事があります。吐劑を服用の後、直に多量の水を與へず嘔氣を催してより與るを法といたします。然ながら若し毒物を先に服用してあると云ふ場合には、誰しも心せかるゝるものであります。れば、臨機の處置を採らねばなりません。此時は稀薄なる加密列浸、又は食鹽微溫湯を多量に用ゆるを良といたします。

す。

沸騰散又は氷片少許を與へて、嘔氣減ずることもあり升。

一嘔吐全く鎮靜せば、吐出物は病室の遠くに置き、醫師の診査を受ける事。

嘔吐後は必清水にて含嗽させる事。

一沈酔したるもの、又格魯兒保兒母を服用したる患者、又は卒倒して人事不省となりし者の嘔吐を施したる時は直に頭首を横になし、吐出物の氣管に入らざる様注意せねばなりません、萬一氣管に流入する時は窒息の恐れがあります。

#### 第四十 便通介輔

(1) 重病者にして暫時しも臥床を離るゝ能はざる者なれば、清潔なる便器を温湯にて温め床側に至り、患者の臀下に油紙又は厚き布を敷き、腰枕をさ

せ、被衾を其まゝにて、差込を入れ、靜に排便を促します。

若し男子ならば此際溺器を與へます。

用終れば尿道口をよく拭ひ、溺器を取りて床外に出し、便器を當しまゝ、肛門を拭ひ、靜に便器を床外に蓋をなし、再び軟き綿を以て肛門を清拭し、下に敷たる紙又は布を採り正服に歸します。

(2) 重病患にして臥床に出らるゝ位の患者なる時は、室内に於て上圍するを良といたします。

一臥床の傍に西洋形日本流のは少し不便です(便器を置き、上の板を後方にて、之れに脊部を當る)中の蓋を採り、其周圍に輪の蒲團を敷き、毛布又は廣き布團をゆかより便器の縁へかけて敷き、患者に足袋をはかせ、其布團の上に居らせ、褌の後を引て上圍致します、毛布又は敷し布團にて、腰より足部まで皆巻き、下を折て膝膈上に至る、尙寒き時は其上より毛布或は五

巾布團を以て、患者の頸部足部全軀を覆ひます。西洋人は能此時に梳髮致します。而して上圍して居る間に患者の臥床を敷かえ、或は敷布交換、又は積壁を直し、用終れば順次に上より覆物を採りのけ、患者を起せて直に便宜の中蓋をなし、此蓋さへすれば臭氣も何もなく椅子と同様の物であります。靜に病人を寢せ位置を直し、毛布或は布團を着せ、後ら後にはぬてある蓋を復し、其まゝ次室に出し、爰にて箱の横の口より便器陶器を引出し、普通ならば直に捨てしまひますが、若し檢便の用ある時は其蓋をなして、便所の側に貯へ置、醫師の檢査を受ます。用後は毎回香水を散布し、又は香を焼き、戸障子を開放して大氣の交換をいたします。何にても人軀より排泄する物によき物はなし、殊に悪臭ある物に於ては、尙更空氣交換が必用であります。

(3) 衰弱甚しく兩便失禁する者は、臥床を汚さざる様油紙の中に包みたる大なる布を腰下に敷、其上に綿を敷、又紙を當て出来る丈注意して、汚さざる様濡さざる様幾度も交換し、室内大氣の損敗せざる様いたさねばなりません。而して斯の如き患者にありては、熱湯を以て度々腰部を清拭いたさねば、直に褥瘡が出来る者であります。溫湯を以て拭ひたるあとには必ず澱粉を塗布するを良と致し、患者に臭氣あると、褥瘡を起すは、看病婦の怠りより發する物にして、醫師に對し最も耻辱とする處であります。怠らず謹らねばなりません。實に看護婦の職分は重大であります。

(4) 便器は使用後必ず清洗する事(溺器も同じ)  
便器は各一個を備るものなれども、若し不足にして他人に之を與ふるの止なき場合には、殊更清く洗ひ消毒し、然る後にあらざれば、使用するを許してはなりません。

(5) 看病婦は便量、便質、便色等を必ず日誌に記載し、醫師の參考に供するを法

といたします。

(6) 大便は一日一行を常規といたします。

(7) 色 黄色 褐色 黒色 赤色 白色 青色等て在升黄色褐色は無病てあります。

黒赤、白、青、何れも疾ひある兆てあります、最硝酸銀、硝蒼、鐵劑等を用ゆる病人は、藥のため黒色となります、胃腸の出血は黒色となり、大腸の出血は赤色となります。

白色は黄疸及び虎列刺の二症に限りませす。

(8) 便質硬便軟便水様便粘液便膿便血便、又は硬糞軟糞水様糞と記する事もあります。

小兒の便は軟く二三回位づゝありますか、年を経るに従て硬くなるを常といたします。

### 第四十一 放尿介輔并に尿の定量性分略試験法

一尿は腎臓の機能によりて血中の有害なる水分を排泄するのです。

(1) 放尿介輔 重症患者にして溺器を要する場合には常に尿器の冷ざる様こたつ又は患者の床中に入おき、排尿の際狼狽せざる様注意せねばなりません。

(2) 瀕死の患者にして尿の失禁する時は護謨製尿管、又牛の腸間(氷囊製)等を以てとり升、こは男子のみて女子に無用です。

(3) 尿の停滞する時は腎臓に滯るか、又膀胱に滯るかを察し膀胱に滯る物ならば、カテーテルを以て排尿させます、尿閉八時間を以て排尿法を施すが規則ですが、普通の病ならば十二時間位が適當かと思ひます。

(4) 婦人科手術後特に子宮筋腫及び膀胱腔漏等の患者の手術後にありては、

三時間乃至四時位にて取らねばならぬ事もあります、こはみな醫師の命あるものでありますから其命を奉じます。

(5) 排尿異状ある時は醫師の検尿を乞はねばなりません飲料多き時は尿も又多く淡薄となり、之に反すれば量少く濃厚となり熱病者下痢及び發汗後に於ては綠色を呈し、又石炭酸の中毒は綠色を呈し、サントニーネ散を用ゆる患者は赤色を呈し又は泌尿器中出血ある時は赤褐色を呈し、膀胱加答兒の排尿は溷濁を呈します、又薬により色を變じ臭氣を帶る事もあります。

(6) 尿量は毎朝同時に一晝夜の全量を檢するを法となし、醫師の試験を要する場合には早朝の排尿を良と致します。

普通大人の尿量は一晝夜一〇〇〇乃至一五〇〇です。

(7) 其比重は十五乃至十八を平常と致します、これを計るには比重と申す器

械があります。

(8) 反應は亞兒加里性と酸性と、又中性なるもの存ます、酸性は健康人の尿にして、亞兒加里性を疾ひある者と做します、これを試験するには試験しと申まして青赤二色の紙があります、排尿後直に其紙を入れて檢るに、青色試験紙の赤色にず變るを酸性とし、赤色試験紙の青色に變ずるを亞兒加里性といたします、何れも變色せざるを中性と申します。

(9) 蛋白を見る法

濾過したる尿一〇〇を試験管に入れ、濃厚ピクリン酸溶液を一二滴を下するに、溷濁を生ずるものは蛋白ある兆です、或は試験管に三分一、又は四分一尿を入れ、酒精燈にかけ、硝酸を滴下するに溷濁を生ずるは、蛋白ある兆です。

(10) 檢糖法 濾過したる尿一〇〇試験管に入れ、二〇乃至三〇の加里瀾汁を

加へ更に10%の硫酸銅溶液を少許加へて熱する時、黄褐色の沈澱を生ずるならば糖分ある兆てあります。糖尿病は量多くして比重もまた重くなりませぬ。

(11) 凡て器械は丁寧に清洗してさめ置を法といたします。便器は必ずみがき置き、溺器も使用後は必ず清く磨て置ねばなりません。溺器曇りし時は卵のから、又は荒き砂を入れてよくふり度々清洗すれば清くなります。又酸類を少々入れてふれば曇りが全く取れます。消毒には石炭酸が良好であります。

## 第二編 傳染病

### 第四十二 傳染病看護婦の心得

一 傳染病の看護婦は其病人を看病するに止らず、一家村邑、市府、全國にまで及ぼさんとする猛惡なる最微の微菌を撲滅させんとする重大なる目的でありますから決して輕き務てはありませぬ。其任の如何に重きかを思考し又天職であると云事をよく信じ、獻身犠牲、大任を全ふせねばなりません。

(1) 看護婦は何病を問はず清潔法と消毒法とは守らねばなりません。特に傳染病に於ては一層嚴重に致さねばなりません。室内空氣の交換は害のない限り施行し、水盤元を清潔になし、食器は煮沸せし湯で洗ひ、又飲用水は必ず煮沸せし物を用ひねばなりません。不消化物、又夜越の食物は、凡て

食せぬ様致さねばなりません、夏日にありては、蠅によく注意し、食器にとまらざる様、又食物にとまりたる時は、其物を食せざる様に致さねばなりません、蠅はよく病毒にとまり、夫れを身軀に付けてもちはこび傳播させる、恐るべき虫です、然れば赤痢の隔離所等では、蠅を見る事恰も黴菌の如く心得一疋と雖も直にたゞ殺します。

(2) 厠は最清潔になしよく消毒致さねばなりません、病人の糞便を捨てる所でありますならば、嚴重に石灰を以て法に従つて消毒するのですが、そふなくとも便所より傳染する病人に付添ふ看護婦は、充分注意して掃除を怠らざる様になし、消毒藥防臭劑を撒布し、糞便の餘り堆積せざる様になし、空氣の流通をよくし、又明くなし置を良と致します。

(3) 身軀は清潔になし度々入浴し、其都度衣服を交換し、膚着、腰卷等を汚の附かざる様度々洗濯し、防衣は二日或は三日目に交換し、他人の目にも自分

でも清く美しくある様でなければなりません。

(4) 頭髮は毎朝梳るは勿論、猛烈なる傳染病に接したる時は、其都度清洗せねばなりません、汗に汚れ、又臭氣あるを其儘捨て置てはなりません、常に衛生を害するのみならず、病人に對して無禮です、特に頭髮の多き人は、夏日中注意を要します、而して香油又香水散布するを良と致します。

(5) 口中は常に清潔に磨き、悪しき臭ひのせざるよふに致さねばなりません、如何程磨きても臭氣ある人がありますが、多分胃病ある人と思ひます、自ら憤み治療して職を奉せねばなりません、而して看護婦は何病人に附添に限らず、食事毎に含嗽し、又臭氣の殘る様な物は食せざる様慎まねばなりません、當時は鹽香水と申して、口内の臭氣を防ぐ香水が出来てあります、故若し口内に臭氣ある人は、含嗽の度夫を用ゆるを良と致します。

(6) 指爪は屢々剪除して、病毒の爪内に入らざる様致さねばなりません。

(7) 睡眠は出来る丈充分にして、身体の疲勞を養はねばなりません、然ながら病人の都合により時間を定めて安眠するを得ざるも、出来る丈交代して一晝夜七八時間安眠するを良と致します、最も二三日は眠らずに通されませんが、長く其職に堪えませぬ、半途にして離るゝは患者の不幸、又不攝生にして職に斃るゝは決して正しきことではありません。

(8) 傳染病附の看護婦は殊更食物を慎み流行期に於ては氷水は勿論、瓜西瓜又未熟の果物類、唐黍干魚等凡て下痢を誘引する者は食せぬ様になし、夜分は必ず腹帯をして腹部を冷さざる様致さねばなりません、滋養飲料として赤酒、又鹽里母等を少しづつ用ゆる事もあり、又醫師より強神劑を與へられる事もあります、何疾ひに拘はらず病氣は不幸の極點であります、が殊に傳染病に於ては樂しき家庭の樂園も病魔のために隔絶せられ、唯身命を神に任せ頼むは醫藥と看護婦のみでありますから、かゝる不幸の

極に達せし人に對し、我等は何をなすべきや、天に聲あり、赤誠以て天職を全ふすべし」

### 第四十三 傳染病看護法并に消毒法附消毒藥略溶解法

一 傳染病は總て一種の病毒ありて、大氣食物飲料等に混し、或は傳染病者の分泌液及び泄物によりて傳播し、又は觸接するにより人より人に傳染する者であります、而して其病毒は多少耐久性を有し、家具、臥褥、繃帶、器具等に附着し、又は看護婦の衣服及身体に附者し、數日或は數週間潜伏し、適當の機會を得て其患體部の薄弱なる人に感受するのであります、故に看護婦は常に受持患者の外他の病人に觸ざるを以て法と致します。

傳染病者に用ひたる器具は一回消毒したる後にあらざれば決して室外に出さざるを法と致します。



看病婦は出来得る丈自分の身體に注意して、病毒の附着せざる様に致さねばなりません。

虎列刺、痘瘡、發疹、窒扶斯、百斯篤等に附添ふ看病婦は常に手指、顔面、毛髮等も醫師の指定せらるゝ如く消毒し、尙ほ病室を出る必用ある時は頭髮を洗ひ沐浴し、室外に置し清潔なる衣服を着るを法と致します。

或は病人死亡等にて全く病室を出る時は、法律の定る如く三日乃至五日間の隔離法に従はねばなりません。

### (1) 消毒法

一 傳染病の蔓延を豫防するには、其病者を看護するもの、出来る丈病毒を撲滅する方法を採るのです。

消毒法を施行する者は、患者の身體、分泌物、排泄物、衣服、寢具、病室内の諸器具、其他醫師並に看護婦の身體、衣服です。

消毒法には藥物消毒法、瓦斯消毒法、熱氣消毒法、煮沸消毒法、燒却法と種々ありますから各種類により適當の消毒法を施行致さねばなりません、此時に當り主治醫の命を奉ずるは勿論、各府縣令にも従はねばなりません、傳染病の消毒料としては主に5%の石炭酸水、1%の昇汞水、10%の石灰水を用ひます、此等の消毒薬にありては、如何なる猛惡なる微菌でも殺滅することのことです、併し皮膚及び衣類の消毒には3%の石炭酸が適當であります、千倍の昇汞水も病菌を殺すには適當ですが、皮膚及び衣服には強過ぎます。

昇汞水は金屬に用ひられませんが、金屬に觸るれば腐蝕致します。

又赤痢の便は蛋白質多き故、昇汞水は無効です。

石灰乳は主に便所、床下、下水、吐瀉物等に用ひます。

一 手指、其他身體の消毒は、石鹼加里石鹼最良を塗り温湯にてよく洗ひ、次て

三十倍の石炭酸中に浸したる布片を以て拭ひ、後乾燥致します。金物性の器械は、熱湯若くは、石炭酸水にて消毒致します。但し水牛又は硝子等の附屬して居る者は熱湯を禁じます。故に熱湯へ石炭酸水を加へ温湯となし、消毒するを良と致します。

襯衣又は褲布等の消毒は、多量の熱湯をかけるを良と致します。若し熱湯を用ゆることの出来ざる場合には、三十倍の石炭酸水、又は千五百倍昇汞水に、一晝夜浸し置きたる後清洗致します。

室内及衣類、夜具、蒲團等は、瓦斯消毒に限りませす。

瓦斯消毒が出来ざる場合には、止むなく熱氣消毒を致します。熱氣消毒も出来ざる場合には、大氣消毒法を施します。これにて不完全と認むるときは、焼却法を施すのです。

## (2) 瓦斯消毒法

瓦斯消毒を致しますには、室内殘處なく目張りをなし、衣類、夜具、蒲團もみな其内に入れ、適宜にひろげ、或は衣紋掛にかけ、瓦斯消毒の行き渡りよき様になし、ホルマリン、瓦斯なり、硫黄蒸なり、適宜の處へ消毒器を据へて火を點し、一方の口より出て、又其口を目張りなし、四五時間其儘になし置けば、いかなる猛烈の病菌も、ホルマリン、或はアリユウサン、瓦斯のため滅亡致します。後室内全戸を明はなし、充分大氣を入れ、衣類、夜具等は再び表に出して大氣にあて、陶器、其他の器具は清洗して納めます。

(3) 熱氣消毒法と申しまして、一種の裝置がありませす。これは殆ど酒桶を横にした様な形ちの金屬製で、其廻りに水が入り、下で火を燃す様に出来、檢温器と、水量器が附屬して居ませす。又上等の物は、發音電氣裝置が附屬して居ませす。此桶狀の裝置の中に、夜具、蒲團、又衣類等、凡てを容れ蓋をなし、螺施にて留る。其中の溫度百度に至れば、發音電氣は優美なる音聲を發します。此

音を發してより四十分に於て、いかなる猛惡の黴菌も、全滅するとの説て  
ありますが、私は常に一時間と定めて置ます、一時間たてば夫を出して大  
氣にあてます、而して其器の中には他の消毒品を入れ、一日何回でも施行  
いたします普通の装置は、夜具蒲團三四枚、並に衣類四五枚位つゝ消毒致  
されます、但し塗り物、謔製類は、破損致しますれば、不適當です、これ等は  
藥液消毒に限りませぬ。

(4) 大氣消毒法、大氣消毒と申しましても、藥液のない處はありませぬから、病  
室の物品は凡て二十倍、或は三十倍の石炭酸水を撒布し、又拭ひ、戶外に出  
して日光に當るのです。

病室は全戸開きて、石炭酸水又は昇汞水を以て悉く拭ひ、又床下には石灰  
乳を撒布し、床板は曹達水の雑巾をかけます、床下には充分空氣を入れ、適  
宜に床板を張り疊を敷き込んでより、一週間位毎日明け開き、充分に空氣  
を流通させます、猛惡なる病毒の付着する夜具蒲團は、火氣消毒では安心  
出来ませぬ、故に燒却するを第一といたします。

(5) 燒却法、是非燒却法を施さねばならぬ物品は、第一傳染性の排泄物、并に夫  
れを始末したる布、雑巾、又は襦袢の類、或は毒に觸接したるガーゼ、及リン  
ト、糊帶類、實扶的、里亞の咽喉等を塗布したる羽毛筆等は、必ず燒却せねば  
なりませぬ。

(6) 唾壺、溺器、便器の消毒料は、石炭酸水を第一と致します、何れも二十倍石炭  
酸水を等分に入るゝを法と致しますが、便所の消毒は石灰乳、又は粗製石  
炭酸水、粗製硫酸等も併用致します。

(7) 瘴氣觸接傳染病は、主に吐瀉物に由りて傳染しますから、夫れを消毒せね  
ばなりませぬ。

(8) 觸接傳染病は、凡ての分泌物によりて傳染しますから、空氣を消毒せねば

なりません。

### 消毒薬略溶解法

#### 5%の石炭酸水製法(二十倍)

一瓶中に結晶したる石炭酸水を溶解するには、先に瓶の栓をゆるめ、温湯中に入れ、溶解したる物を五瓦とり、熱湯九十五瓦を注げば、5%の物を造ります。普通石炭酸一磅を四八〇〇と申すれば、全量を甕又桶に入れ、熱湯二〇〇〇〇程入れてよく攪和し、溶解したる後、全量九三〇〇〇にみたします。我國の升に直して五升餘です。

普通石炭酸水を溶解するには、初め石炭酸溶液と等分の精酒又はグリシヤンを以て溶解するを法と致します。然し何れも高價なるを以て外科的防腐料は格別傳染病消毒料には、熱湯を以て溶解せしむるを良とします。衣類を除くの外、糞便の消毒には、鹽酸又は酒石酸四分を加へれば、最も有

功だと申します。

#### 0.1%昇汞水製法(千倍)

一昇汞一〇、鹽酸五〇、水九百九十四瓦を混和して製するのであります。昇汞水は消毒の効著しく、猛悪なる微菌を撲滅するには第一の消毒薬ですが、無色無臭なる故、危険を招き易き虞があります。故に昇汞の功を失はざる色素を加へて着色し、而して貯蓄使用致します。

#### 10%石灰乳製法(十倍)

一石灰乳とは、生石灰一分に、水九分を混和し、製する者を申します。生石灰は石灰を焼て製したる者にして、少量の水を注げば熱を發して崩壊するものです。

石灰乳を製するには、手桶又は四斗樽等に溶きます。生石灰一升を手桶に入、水を一二升入れて少々置き、大凡崩壊せし頃全量一斗に充し、よく攪拌

するので、四斗樽ならば石灰四升を入れ、全量四斗に充します。初より水を一度に入ますと、沸騰し、近所に居られざるのみか大きく、飛び散ります、石灰乳は用ふるに臨みて製するを良と致します。

### 第四十四 傳染病區別

一傳染病とは、最微至細なる各種の病毒の、身軀中に侵入し動作するによりて起る疾ひを申します、而して唯一人を侵す事もあります、が、進み一家、村、市、部、府、若くは全國に蔓延する事があります、之を疾ひの流行と申しまして、實に見るに堪へざる慘狀を呈する者であります。

傳染病を區別して三種と致します。

- (1) 觸接傳染病とは、直接に、或は間接に病毒に觸るゝによりて傳染するもの、即ち發疹、瘰癧、扶斯、痘瘡、猩紅熱、實扶的里亞等であります。

- (2) 瘴氣觸接傳染病とは、虎列刺、腸窒扶斯、赤痢等であります、之等の病毒は患者の身軀を出て後更に充分有毒性となり、人軀に侵入するとの説であります、から一層注意致さねばなりません、

- (3) 瘴氣毒傳染病とは、間歇熱病(マラリヤ)の如く病毒は身軀外なる氣候、又は土壤の狀態に倚屬するものにして、夫れより直に感受するものであると申します。

- (4) 病毒の体内に入りても發病せざる人を免病質と云ひ。

- (5) 之に反して抵抗力弱き人を素因と申します。

- (6) 病毒一度經過せば再び感染せざる者、麻疹、痘瘡。

- (7) 疾ひ一度經過せば殆ど免病質となる者は、腸窒扶斯、百日咳等であります。

- (8) これに反して病毒一度經過せば其後反復して再三感受する者は、虎列刺、赤痢病等であります。

### 第四十五 腸窒扶斯兆候并に看護法

一腸窒扶斯病は瘴氣觸接傳染病にして病毒は小腸中にあり、チブスバチル  
 レンと名付る米俵形の細菌が原因をなすとの説であります。  
 此疾は壯年者に多く九、十、十一月頃主に發します此疾は重に通例熱のあ  
 る間が二週間位です重症になりまして、五週間又は七週間も患る人があ  
 ります。

前區期と申しまして初め一週間位、身軀倦怠、輕度の腦症及び消化症を起し、  
 加ふるに惡寒、發熱、皮膚及び口内も乾燥し、脈搏頻數、体温増昇し七日目位  
 にして四十度位に達します、一週より二週の終り位まで熱滯留し、再び弛  
 張して漸々下るを常といたします。  
 然しながら疾にもより攝養にもより看病にもより差がありましたして今定

め通りには参りません。

(腦症)とは頭痛、耳鳴、重聽、精神恍惚、譫語等であります、攝空撫床の症を呈す  
 る者は不良の兆です。

(消化症)とは、食氣不振、舌苔、舌粒、口内炎、耳下腺炎、下痢、又は便秘であります。  
 下痢は出血の兆ですから充分注意致さねばなりません。

(出血)は主に二週の終りより、三週の初めに來るものでありますれば、一層  
 注意致さねばなりません。

(穿孔)は三週の初より腹部膨滿して、盲腸部に壓痛を起すとの説ですから、  
 よく注意せねばなりません、泌尿器は腎臟炎を起す。

呼吸器は氣管枝加答兒、又は肺炎等を併發する恐があります、故に前以て  
 よく注意せねばなりません、皮膚は蕁麻疹を發し、又は汗疹を發します。

重症者に到りては褥瘡を起し、又皮下濃瘍等を發することもあります而

して快復後は必ず脱毛いたします。

(2) 此疾は小兒に吸呼器症多く、腸の症候は少くありす、大人は不規則てす、死数は15. %乃至30. %の統計てすが、世の開明になるに従つて醫術並に看護法もすゝみますから、日毎に良好の成績を得るは論を俟ざる所てあります、明治四十年の今日では10. %位の成績かと考へられます。

(3) 此疾は肥満家、酒客家に來れば特に不良てす。

### 腸室扶斯看護法

看病法として嚴重に守らねばならぬ四ツの大切なことがあります、それは(1) 身体の安静(2) 精神の平和(3) 流動性食物(4) 冷器法、此四ツの法則は看護婦の正しく守るべき事てあります、萬一此法則に悖り不良の轉歸を取るこゝとある時は看護婦の責に歸せねばなりません。此四ツの法則を嚴重に守る上に萬一不良の事あるも、そは天命の然らし

むる所にして、良心に耻る所はありませぬ。

- (1) 身体を安静にせねばならぬ理は、小腸の内面に潰瘍が出來てあるのですから、粘膜部が破れたり、又は小腸の位置が動ひたりせぬ様にてあります。
- (2) 精神の安静、これが誠に大切のことにして、最も熟練したる眞實なる看護婦の要點てす、何疾にかゝはらず、看護人は患者に物を言はれてからことをする様ではなりません、特に腸室扶斯の看病は朝より夕べ、否終日、終夜、患者の心を汲み同情を表し、職を怠らず、時間を守り、假にも患者の心を惱すことなき様注意し、喜怒哀樂の情を起させぬ様いたさせねばなりません、精神感動は非常に熱に感じます、然れば病院等にありては、親子、夫婦等最も近き縁類には面會を禁じます、肉躰と精神の平和を缺きし病人に對し、自己の言行により凡ての平和を與へんと、看護婦の職の如何に重

きか)

(3) 食物は流動物でなければならぬ理は小腸は消化器の一ツであります故に食物の小腸に行けば消化せざればならぬ義務があります疾ある上に其職たる消化作用をなす時は最も流動物でも消化せず居ます其内部の粘膜が破れたり潰瘍があるため擦れたりして熱の昇騰は勿論爲に出血する恐れがあります。

食物は生命のため要用の者で、美食をする目的ではありません故に看護婦はよく注意して、決して悪き物を食させてはなりません此疾に限り快復期に於て非常に食氣充進するものでありますから、看護婦は宜しく教化の重任を負はねばなりません。

(4) 冷罨法をかけねばならぬ理は、腸室扶斯は熱病ですが、下熱劑がさかぬため、冷法でなければなりません、初め一度位は試みに、下熱劑を與ふることもある様ですが、腸室扶斯と診断せらるゝ上は、下熱劑は害ありとして與

へられません故に下熱の目的は唯冷罨法のみであります、然れば晝夜熱心に冷罨法を施し、一日も早く下熱させねばなりません、而して冷法は第一頭部或は心臓部、又は盲腸部等にも施すことがあります。

此四ツの事は腸室扶斯看病の法として、嚴に守らねばなりません、尙此外。

(5) 便秘の患者には普通三日目位にグリスリン灌腸を施さねばなりません、最も醫師の許可を得て行ふのであります。

(6) 高熱のため利尿困難なる患者には、チラトン氏カテーテルで排尿させます、これも同じく醫師の許可を得ます。

(7) 口内炎を起せし患者には、含嗽數回、又は口内洗滌を施し、醫師に乞ふて塗敷藥を與へます。

(8) 耳下線炎を起せし患者には、灰白軟膏塗擦、又は氷嚢を貼し、出来る丈含嗽



致させます。

(9) 汗疹を發せし患者には澱粉を散布し。

(10) 發汗多き時は熱湯にて度々洗拭するを良と致します。

(11) 褥瘡の兆ある時は、護謨製腰枕、或は小さき蒲團を幾枚もこしらへ置、度々位置を代る様致します。又熱き湯にて其部を拭ひ、未だ皮膚の痛まざる前にありては、アルコールを塗敷致します。皮膚破れし後は軟膏或は冷濕布等醫師の命をまします。褥瘡は看病婦の怠りより發するものと戒めてあります故、吳々も注意せねばなりません。

腦症を起し、兩便失禁する患者は必ず褥瘡を起しますから出來る丈注意して其部の濕らざる様致さねばなりません。襦袢交換の際は必ず熱き湯で拭ふを良と致します。

併し既に起りたる時は消毒を嚴重に致さねばなりません。

(12) 腸の穿孔は安靜が必用ですが、最早斯新の容鉢となりましては取かへしがつきません。斯様にならぬ前に注意して看護致さねばなりません。

(13) 腸出血は安靜と、氷罨法を施すを法と致しますが、精神看護に一番重きを置く病症だから充分注意を要すべき點であります。精神過敏の病人にありては、其重症を悟らざる様看護致さねばなりません。私は此症に對しよき經驗をもつて居ますが、其心配と看護の方法とは中に申盡せません、只一二の要點を記し以て参考と致します。其患者は出血が二千瓦餘もありました(但し三回五日間位は殆ど人事不正覺にて顔面、四肢に至るまで、血色は更にありませんでした。其方は醫家の娘で、醫學士の夫人で、其道の素養ある方でしたから、其重症を悟られざる様命ぜらるゝ通りに看護致しました。下利が烈しき故熱き葛湯に懷爐とを望まれました。自分の考には反しました。が、其命に従ひました。其他種々其重症を知らせざりしたため萬事、

萬端病人の希望が自分の心に違ひましたが、其都度精神と肉躰との害を比較して、輕き方を採用しました、人命は人力の及ぶ所に非ざるは勿論の事でありますが、此方が全癒せられしのみならず、他に勝れて健康を保たれて居られます、唯其看護法は、初より終まで、柔順に命を奉じ、少しも精神に逆はず、看護法の許す限り、否許さざる所も、比較して輕き方を取りこのみであります、腸窒扶斯にのみ限らず、看病の方法は唯だ規則のみによりません、害のない限りは其意を容ねばなりません。

(14) 快複期に於ける食物の注意、腸窒扶斯は高熱のため、生活機關が皆疲勞し消耗して居れば、快複期に至れば食氣非常に充進する者であります、患者の希望通りに與へられませんか、と申て小兒ではなし、大人に向つて教がましき事も申されませんが、實に看病婦の苦心する所であり、併しながら常に忠實に献身的天職に従事する者の言行は、必ず無聲無形の

内に、これを教化する力ある事は信じて疑はざる所であります。

下熱後二三日にして卵の黄味を與へ、四五日にして白味も與へます、普通一週間位にして鮮魚の刺身を與へ、又粥も濃厚なる者を與へます、其他醫師の許されし者は何にても軟く煮て少しづつ與ふるを良と致します。

一週日を経過致しますれば入浴散髪等も許されます。

二週日を経過致しますと再發なく三週にて全治致します。

輕症者には再發多しとの事ですから注意すべきであります、然れば輕症患者の入浴は、下熱後十日位が適當です、重症者の快複期は七日位に入浴させます。

何疾に限らず快複期には入湯が必用ですが、特に腸窒扶斯の快複期の入浴は、其度に氣力が附く事を感じます、初は隔日、一週間位經て毎日一回づつ入浴するを良と致します、但し湯の溫度は其人の適宜とし、而して長く

入れ置くはよろしくありません。

特に重症にして身体の大に疲勞して居る人には腦貧血を起す事がありますから、前以て注意して抱て行くか、臺にのせて行かねばなりません、而して入浴のさせ方は浴法に悉しくあります通り、法に従つて施行ねばなりません。

(15) 消毒法、此疾は瘴氣觸接傳染病にして、病毒は腸中にあるのですから、法に従つて糞便を消毒致さねばなりません、第一病人を隔離し、看病人の外他人の入らざる様なし、是れまで行きし厠を充分に消毒し、排便は其都度室内に於て消毒薬を入れ、蓋をなして室外に出し、器中に於て三十分間消毒するを法といたします、最も直に焼却する法がありますから、夫れに従ひます、但し消毒薬は便と等分、當時東京にありては、博善會社にて始末して呉れますから、極く安全であります、左れば排便を不潔罐に入れ固く蓋して

て置が良し、御座ります。

病室、夜具蒲團、衣類等は、瓦斯消毒を第一と致しますれど、出來ざる場合には、何法にても、法に従つて消毒致さねばなりません、これも東京に於ては、淺草松葉町の東京瓦斯消毒會社に頼みますれば、直ちに技師が出張して、消毒して呉れますから、これに依頼するが第一です、病室中に於て病毒に觸し時、又觸んとする時は、二十倍石炭酸水、又千倍昇汞水を以て消毒し、又清洗いたします、又糞便の付着したる襪襪等は、皆罐に入れ固く蓋をなし、焼却致さねばなりません。

最も此疾は八種傳染病中に於ても多くの生靈を擧げらるゝのでありますから、警官の注意もあり、其指揮も受けねばなりません。

### 第四十六 發疹室扶斯兆候并に看護法

一 發疹室扶斯は觸接傳染病にして、全く腸室扶斯と別症なれども、稍々之れに似て發疹するが故に、斯く名けしとの説であります。

此疾の兆候は、腸室扶斯と同じく、身體倦怠、四手攣痛等を以て發する事もあり、又に卒然大戰慄を發し、顔面赤色、流涕、頭痛、體溫昇騰四十度位にして、數脈又咳嗽を頻發し、更に身體諸部に赤疹を發します。

此疾は觸接傳染病ですから、患者の呼吸、蒸發器、其他諸排泄物より傳染します。

一室に此患者一人ある時は、悉く傳染するとの説です。

故に隔離法を嚴重に致さねばなりません。

患者に對する手當に就ては、腸室扶斯と別に變りはありません、唯消毒の點に至りては、空氣傳染病ですから、痘瘡、及實扶的里亞の如く、空氣を消毒し、又隔離法を充分に守らねばなりません。

傳染病付の看護婦は、其病室を出でざるを法と致します、然れば入用の品々は石版に記し、室外に出し置き、他の看護婦これを見て、其品々を取揃へ、其所迄持來り、夫れを室内の看護婦が取込ます、衣服調度は申に及ばず、書箱、又は手紙の往復等は堅く禁じます。

一看病婦は他に傳染させざると同時に、自身に感染せざる様常に養生致さねばなりません。

重症患者の時は晝夜交代して勤務なし、別室に於て充分安眠するを法と致します。

觸接傳染病に限り病室に寢るは危険です。

自身疲勞せし時は、殊更注意致さねばなりません。

此患者全治の後には法に従つて消毒法を施行せねばなりません。

### 第四十七 赤痢兆候并に看護法

一 赤痢は瘴氣觸接傳染病にして、病機は大腸の粘膜殊に下部に存します、病毒は不明だと申しますが一定の温度と濕氣とを以て流行し夏の末秋の始め、暑冷變換不定の期に、未熱の果實を食し、或は雨露を侵し、感冒にかゝる等によりて誘起するものであります。

潜伏期と申しまして、他より病毒が入りてより發するまで一週間内外で

す。  
前驅期と申しまして、初め下痢、腹痛、全身違和、食氣不振、不定の發熱等を以て起り、次第に症候増悪して裏急後重を來します。

大便初めは稀薄にして糞塊を交るも、後には粘汁となり、血縷を交へ、最後には純血を排泄し、遂に濃汁を見るに至り、僅かに一匙づゝ一日數十回上

圍し、大に疲勞を感じずるものであります。

此疾は初め體温三十八九度になる事もありますが、通常無熱です。

此疾は腹部特に下腹部に壓痛あるを常と致します、普通は一週内外にして漸々輕快するものであります、不攝生否之を隠蔽して、醫師にも見せず、密かに之を癒さんとして、遂に重症に陥るのであります、重症者は口内一般苦を生じ、食慾缺如し、嘔吐、吃逆等を起し、眼球陷凹、音聲失調、眩暈耳鳴し、神識朦朧、遂に不隨意の排便を來す様になります、死數は十乃至三十%にして、腸窒扶斯と同じく世の開明に伴ひて年々良好の成績を見るに至りました。

- (1) 看護法 此患者の出來ました時は、直ちに隔離し、食事に注意し、廁の消毒を嚴にせねばなりません、此疾に對する手當は、(1)流動性食物(2)腹部温器
- 法(3)半身浴(4)藥液浣腸法であります、其他醫師の特命あれば守らねばな

りません。

(2) 食物は流動物でなければならぬ理は、赤痢は大腸の内に潰瘍が出来て、爲に粘液が下るので、固形物が其患部を通過すれば非常なる痛を起すのみならず、次第に其患部を痛めます、故に全治する迄流動性の滋養飲料を與へねばなりません。

食物の分量は、病の輕重にもより、又老若、男女の別もありません、一様に參りません、普通の大人にして、一日の量牛乳三合、卵黄三個、位を適當と致します、牛乳を呑ぬ患者でしたら、スープ、ビフテ、肉柞汁、等何れも滋養飲料を少しづつ、與ふるを良と致します、何程滋養物でも多量に與ふるは良しくありません、而して此疾は粘濁飲料を良と致します、葛湯、又濃厚なる粥汁等最も適料です。

快復期に向ひましたなら、粥汁の代りに粥を與へ、何にても醫師の許せし

消化仕易きものを、少しづつ、與へるを良と致します、小腸と違ひ消化器でもりませんから、出来る丈早く全身の衰弱を取戻さねばなりません。

腹部温罨法の必要は、赤痢は下腹部が痛みて下痢するのでありますから、温罨法を施せば其痛みを減じます、温罨法の仕方、種々ありますが、醫師の特命がある時は、夫れに従ひます、私の經驗によれば、百倍位の石炭酸水を温め、軟き布に濕し、よく絞り、下腹部一面に覆ひ、油紙を貼し、其上に綿を充分に當て、腹帯で押へ、上より懷爐を當て、置けは六時間半位平温を保ちます、温濕布は、必ず二三十分にして交換せよとの事ですが、番に手数を煩はすのみならず、患者の迷惑加ふる平温を保ちません、懷爐を貼するは自己流ですが、輕便で實用に適します、五六時間にして濕布の乾くを度として交換致します。

(3) 半身浴、之れも下腹を温める目的です、座浴も同様、暖き時ですから全身の

### 第四十七 赤痢兆候并に看護法

一 赤痢は瘴氣觸接傳染病にして、病機は大腸の粘膜殊に下部に存します、病毒は不明だと申しますが一定の温度と濕氣とを以て流行し夏の末秋の始め、暑冷變換不定の期に、未熱の果實を食し、或は雨露を侵し、感冒にかゝる等によりて誘起するものであります。

潜伏期と申しまして、他より病毒が入りてより發するまで一週間内外で

す。  
前驅期と申しまして、初め下痢、腹痛、全身違和、食氣不振、不定の發熱等を以て起り、次第に症候増悪して裏急後重を來します。

大便初めは稀薄にして糞塊を交るも、後には粘汁となり、血縷を交へ、最後には純血を排泄し、遂に濃汁を見るに至り、僅かに一匙づゝ一日數十回上

開し、大に疲勞を感ずるものであります。

此疾は初め體温三十八九度になる事もありますが、通常無熱です。

此疾は腹部特に下腹部に壓痛あるを常と致します、普通は一週内外にして漸々輕快するものであります、不攝生、否之を隠蔽して、醫師にも見せず

竊かに之を癒さんとして、遂に重症に陥るのであります、重症者は口内一般苦を生じ、食慾缺如し、嘔吐、吃逆等を起し、眼球陷凹、音聲失調、眩暈、耳嘯し、神識朦朧、遂に不隨意の排便を來す様になります、死數は十乃至三十%に

して、腸窒扶斯と同じく世の開明に伴ひて年々良好の成績を見るに至りました。

- (1) 看護法 此患者の出來ました時は、直ちに隔離し、食事に注意し、廁の消毒を嚴にせねばなりません、此疾に對する手當は、(1)流動性食物(2)腹部溫卷法(3)半身浴(4)藥液浣腸法であります、其他醫師の特命あれば守らねばな

りません。

(2) 食物は流動物でなければならぬ理は、赤痢は大腸の内に潰瘍が出来て、爲に粘液が下るのですから、固形物が其患部を通過すれば非常なる痛を起すのみならず、次第に其患部を痛めます、故に全治する迄流動性の滋養飲料を與へねばなりません。

食物の分量は、病の輕重にもより、又老若、男、女の別もありませんれば一様に參りません、普通の大人にして、一日の量牛乳三合、卵黄三個、位を適當と致します、牛乳を呑ぬ患者でしたら、スープ、ビフテ、肉柞汁、等何れも滋養飲料を少しづつ、與ふるを良と致します、何程滋養物でも多量に與ふるは良しくありません、而して此疾は粘湯飲料を良と致します、葛湯、又濃厚なる粥汁等最も適料です。

快復期に向ひましたなら粥汁の代りに粥を與へ、何にても醫師の許せし

消化仕易きものを少しづつ、與へるを良と致します、小腸と違ひ消化器でもりませんから、出来る丈早く全身の衰弱を取戻さねばなりません。

腹部温罨法の必要は、赤痢は下腹部が痛みて下痢するのでありますから、温罨法を施せば其痛みを減じます、温罨法の仕方も種々ありますが、醫師の特命がある時は、夫れに従ひます、私の經驗によれば百倍位の石炭酸水を温め、軟き布に濕し、よく絞り、下腹部一面に覆ひ、油紙を貼し、其上に綿を充分に當て、腹帯で押へ、上より懷爐を當て、置けは六時間半位平温を保ちます、温濕布は、必ず二三分にして交換せよとの事ですが、常に手数を煩はすのみならず、患者の迷惑加ふる平温を保ちません、懷爐を貼するは自己流ですが、輕便で實用に適します、五六時間にして濕布の乾くを度として交換致します。

(3) 半身浴、之れも下腹を温める目的です、座浴も同様、暖き時ですから全身の



汗を流さねばなりません。座浴時間は十五分乃至二十分と定めてあります。患者の體質により、時間の長短、温度の高低もあります。座浴の温度は全身浴より少しく熱きを法と致します。而して其湯の中に腰を入れ、七八分時間位にして頭部より初め全身を洗ひ流し、顔面丈は別鉢に湯をとりよく洗ひて後清き西洋手拭を以て清拭し、清き浴衣を着せ、清き蒲團の上に寝せるを法と致します。

此病人は數回排便あるにより、兎角不潔に染まんとする者でありますから、出来る丈清潔に注意せねばなりません。

(4) 藥液浣腸の必用、赤痢は大腸の内面に潰瘍が出来て居るのですから、藥液を以て腸を洗ふを第一と致します。管に病毒を洗ひ下すのみならず大に爽快を感ずる者であります。特に食鹽温湯浣腸は痛腹を癒し氣分を爽快ならしむるの功を奏します。一日四五回位施します。藥液浣腸は醫師の命

を奉ぜねばなりません。血液の多く下る場合には、單寧水、硝酸銀水等を服用します。單寧水は二百倍、硝酸銀水は六七百倍位を適當と致します。夫れより強き時は必ず患者が苦痛を訴へます。故に私は何時も其位で施しましたが、良好の成績を挙げました。若し硝酸銀水浣腸を施せば良しう御座ひます。

又血液少く、濃様粘汁のみ下る時は、鹽剝水、硼酸水等の浣腸を施します。何れも七十倍位を良と致します。全量は五〇〇〇位が適當です。硼酸や食鹽の浣腸は患者の請求に任せ幾度でも施行致します。が、鹽剝は中毒を起す恐れがありますから一日一回を度と致します。

實に赤痢病に對しては、藥液浣腸ほど能く功を奏する者は未だ發見致しません。前驅期に於て充分施せば十日を待たずして全治致します。事は、經驗上確信する處であります。

(5) 消毒法 腸室扶斯と同じく便より傳染する者であります。特に赤痢は數回の排泄のみならず、重症になりましては不随意に洩す事があります。から、充分注意して消毒を嚴重に致さねばなりません。輕症患者の大便は、これを便器に受け、然る後其便量と等分の二十倍石炭酸水で消毒するを法と致します。而して三十分計り経過するを待つて不潔罐に入れてこれを煮沸するのであります。重症患者にして襠褌しんこうに受しものは燒却しやうきゃくするを良と致します。

襠褌しんこうの造り方、其都度燒却する者を一々布片では中々つゞきません。故に古新聞紙の上に中綿を敷、其上に又新聞紙の半枚位の者を敷、又其上に其紙に適當位の綿をのせ、腰下に敷き込みます。一、二回通事ある時、其上の分丈を交換し、不潔罐、又は桶にても蓋ある物の中に入れ、微菌びきんの他に洩れざる様になし、燒却致します。

襠褌交換の際よく注意して臂部てんぶの不潔になる時は、温き湯に少し石炭酸水を加へ、其部を清拭致します。

又衣服、其他腰卷等少しにても、病毒に觸れし疑ある時は、必ず三十倍の石炭酸水に浸し置、洗濯致さねばなりません。而して其洗濯水は、成る可く人家に遠き所に穴を掘り、其内にうめるを良と致します。夜具蒲團も同様消毒致さねばなりません。

患者の身軀の消毒と申して、別に仕方がありません。出来るだけ腰湯を利用して、身軀を清潔になし、清き衣と、清き夜具とを用ゆるがよろし。御坐ります。實に看病婦の職たるや、無形の敵てきを引受て、戰頭せんとうに立つのです。から、少しの油斷ゆだんもなりません。唯其嚴則げんそくたる清潔、及消毒の二法を楯たてに、一進、一退、患者の衛生を重んぜねばなりません。

## 第四十八 虎列刺兆候并に看護法

一 虎列刺は瘴氣觸接傳染病にして、疾患の本部は小腸であります。コンマバ  
 チルレンと名付る一種の病菌、之れが原因するとの説であります。

虎列刺は傳染性烈しく、且つ危険なる疾であります。此疾の劇しく流行致  
 します時は、衰弱家、不攝生家に、來る者です。潜伏期は數分乃至二三日間に  
 して、食氣不振、腸鳴、頻回の下痢、殊に其下排泄物は多量にして、稀薄水様を  
 なし初めは大便の性質を存するも、後には米汁様となり、便臭を失ひ、水様  
 嘔吐を來し、吃逆を發し、其嚥下したる量よりも、吐瀉物の量遙に増るはこ  
 れ此症の特異なりとす。其他顔貌憔悴し、眼球陷凹し、眼圍に鉛色の暈を生  
 じ、顔骨突出し、顔面汚青色を呈し、全身の皮膚冷却し、脈搏殆んど手に觸れ  
 ず、筋に疼痛性痙攣を發し、殊に腓腸筋に甚しく、音聲嘶啞、或は全く缺如し、

呼吸困難あり、又熱寒を訴へ、凡ての分泌液減少し、渴甚しく、身軀倦怠煩悶、  
 呻吟し、遂に神識消失するに到り、皮膚を撮み上、皺壁を造りて手を放つも  
 依然として存する等、此病症の特兆であります。此等の症候尙ほ進みます  
 と假死期となります。僥倖にして快復するものもあります。多く此期に  
 於て死に歸するものであります。

(1) 看護法、治法は醫師の司どる所ですが、經過迅速にして乍ち死に歸する者  
 でありますから、看病婦としては適當なる救急法を心得、急に臨みて、狼狽  
 せざる様致さねばなりません。

醫師の來る迄の手當

- (1) 澱粉湯、又は赤酒等を十五分間毎に少しづゝ與へ。
- (2) 渴甚たしき者には、冷水の中に氷片を少しづゝ加へて嚥下させるを良と  
 致します。

(3) 下痢烈しき患者には、阿片丁幾十滴、又は陀貌爾散一包を與ふるを良と致します。

(4) 身体を温める爲に、輕軟なる被衾を覆ひ、湯婆、温石、砂囊等を用ひて温め、火酒或は樟腦丁幾を以て、摩擦するを良と致します、心窩及下腹部に、芥子泥を貼し、四肢を温湯に浴させます、全身浴を施行する事もあります。

(5) 身体温氣を發し、脈力複し、大便常色を呈し、尿通并に他の分泌液を發する時は、快復の兆であります。

(6) 病室には看護人の外他人を入るゝる禁じます。

排泄物は申に及ばず、病毒に觸たるものは皆嚴重に消毒致さねばなりません。

此病菌は体外に出て、尙一層有毒性となり、傳染するとの説であります。

(7) 消毒法、八種傳染病中でも虎列刺は最も烈しき傳染病ですから、政府に於

ても充分注意を與へられるためか、人より人に傳染することは稀ですが、少しの不注意のため、水中に入り、又は土中に侵入し、時たちて害を爲すものでありますから、出来る丈忠實に道德の上より人命を重んじ法の如く消毒致ねばなりません、傳染病の傳播するや、豫め消毒の何物たるを辨へなき所より其病毒を粗末に取扱ひ蔓延する事もあり、又中には道德を重ぜざる所より不潔物を川へ捨て、或は人目を忍びて井戸で洗ふたりする所より、傳播する事もあります。

何疾に限らず凡て傳染病の消毒は、ホルマリン、瓦斯消毒を最良と致します、然ながら此器械の運搬せられざる所は止を得ませんから、病毒の觸しものは凡て焼却するを安全と致します。

家屋などの消毒は凡て警官の命に従ひます。

(8) 看病婦自身の注意 此患者を看る時は決して怠慢なく、鋭敏活潑献身的